

第393回南国市議会定例会会議録

第2日 平成28年12月6日 火曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	監査委員 事務局局長	細川千秋君
農業委員会 事務局局長	土橋愛君	消 防 長	小松和英君

—————

議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	岡崎辰彦君		

—————

議事日程

平成28年12月6日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

—————

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

—————

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

—————

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。14番小笠原治幸君。

〔14番 小笠原治幸君登壇〕

○14番（小笠原治幸君） おはようございます。14番小笠原でございます。

第393回議会定例会、一般質問初日の最初の質問でございます。どうかよろしく願いをいたします。私の質問は3点ございまして、順次通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、農業問題でございますが、今、政府では安倍総理先頭に切って、TPPを何とか進めようとしております。しかしながら、トランプさんの登場によりまして、先行きが混沌としております。そういう問題を高知県、さらに南国市へつなげて質問をしてみたいと思います。

が集まっています、ああ、これは南国市もふるさと納税をつくらなきゃいけないということで提案をさせていただいたわけですが。当初、ふるさと納税、南国市のためふるさとを思う、そういう大きな思いを寄せて寄附をしていただけるものと考えておりました。今、いわゆる農産物特産品、返礼品を目的に多くの寄附が集まっております。それはそれで非常にいいことですが、その南国市の事業、10項目そのとき提案したわけですが。有効にそのふるさと納税がどのように使われているかというところをお聞きして、さらにふるさと納税のありがたさといいますか、そういうところを多くの南国市の活性化に生かしていただきたいなという思いがございます。

それと、3番目の鶏王国で観光でございます。南国市、世界一の鶏がおります、御存じのように。オナガドリ、特別天然記念物。また、シャモ鍋の食べれる町でございます。そして、この北の日吉神社では、江戸時代からのいまだに闘鶏をやっております。非常に、鶏王国にふさわしい町だと思うんです。また、海洋堂が近々来ていただけるようでございますので、その海洋堂を絡め、海洋堂のフィギュア、おもしろい鶏王国のフィギュアによって観光につながらないかなど。なかなか難しいところもあるんですけど。実は、鶏は世界へ通じております。全世界に通じております。シャムと、あそこのシャモが来ておりますよね。軍鶏、いわゆる戦争をする前に鶏を闘わせて戦勝を占ったという。中国からずっとイギリス、世界各国へ伝わっておりますので、鶏王国は世界での観光にもつながるのではないかと、ひとり合点で思っております。

以上につきまして、順次、詳しく説明をしてみたいと思います。

まず、農業問題についてでございます。

農業問題については、現在、日本政府においてT P P（環太平洋連携協定）により、幅広い産業分野で21世紀型の新しいルール構築により、経済連携協定を結ぼうとしております。しかし、なぜT P Pに参加する必要があるのでしょうか。

私も、おくればせながら少し内容がわかってまいりました。今、世界経済の貿易の中心は東南アジア経済圏にあります。日本を含むアジア太平洋経済協力会議A P E Cのメンバーは、2020年を目標にアジア太平洋の自由貿易圏（F T A P）をつくることを合意しております。中国を初めに、インドネシアなどの東南アジア諸国連合（A S E A N）によるアジア太平洋の自由貿易の交渉が進めば、アメリカはアジア経済圏からはじき出されるわけでございます。アメリカは、日本、カナダ、メキシコ、E U諸国などとT P Pをいち早く締結することにより、アジア太平洋の自由貿易の交渉に対して権利を主張することにより、世界貿易の均衡を図り、ア

アメリカの存在感をアピールする計画でございました。トランプさんの登場により、その先行きは混沌としております。しかし、TPPやFTAは日本の農業に大きな打撃を受けます。日本政府は、経済界や目先のことだけでなく、世界的なグローバリズムの観点でTPPに取り組むとするなら、大きく影響を受ける農業分野についてしっかりと対策をいただくようお願いしたいものでございます。

また、規制改革推進会議の農業改革にも大きな農業問題があります。農業改革については、大分前の質問で憤りを感じて詳しく質問をしておりますので、内容につきましては省かせていただきます。規制改革推進会議農業ワーキンググループの提言に、自民党内から反発の声が大きくなっております。我が高知県選出、山本有二農林水産大臣も、農業改革のワーキンググループの提言については、基本は自己改革であって、農協の合意がないまま強制的に改革を進めることは慎重な姿勢を、と示しております。農業協同組合、100年を超える歴史があり、食と農を基軸として地域社会に根差した協同組合として、助け合いの精神のもとに持続可能な農業と豊かな暮らしの地域社会のインフラ整備の実現を目指し、農業者の所得増大、生産拡大、地域活性化を目指す目的とするものであります。規制改革農業ワーキンググループの皆さんは、企業の優位性、農協潰しではなく、もう少し農業協同組合の事業や現状について見識を広げ、農業改革に努めていただきたいわけでございます。全農やJAの意思決定や経営判断への介入は、民間の事業であって、不当に介入する権限はないと思います。農業改革については、JA、全中、全農は5年間の改革集中期間の中で、一生懸命取り組んでおる最中でございます。どうか、見守っていただきますようお願いをしたいものでございます。

さて、日本の農業問題から身近な高知県、南国市の農業問題に触れてまいります。農業人口の減少は、担い手不足、圃場整備、集落営農など、問題が山積しておりますが、今回の質問は県下のJA統合、TPP関連助成金、農業労働力不足についてお尋ねするものであります。

1番目として、高知県下のJA統合が着々と進んでおります。平成27年11月開催による第33回高知県JA大会により、農業者の所得増大、地域の活性化を目指し、JAグループの自改革を進めるために、県内のJAと県域連合会などが力を合わせて、最も統合効果を発揮する県域一JA構想の実現を目指して決議をしております。合併の方法は、全てのJAが対等合併とし、県内のJAのうち高知市、土佐くろしお、馬路村を除く12JAが合併を予定しております。合併に関する主な日程は、平成28年12月22日、間もなくでございますが、合併予備契約が締結され、29年1月18日は合併総会が行われ、平成31年1月1日に合併日となります。南国市では、JA南国市、JA長岡、JA十市が合併に加わり、新しいJA構造に変わろうとしております。

そこでお聞きしたいのは、現在までの行政のJ Aとのかかわり、また合併後のJ Aとの関係についての農業振興についてお伺いをいたします。

2番目として、T P P関連補助金でございます。2016年度第2次補正予算が成立、農林水産関係、総額5,739億円、うちT P P対策3,453億円の、農林水産関係では2015年度、前年度の補正予算に対し43%ふえております。T P P対策では11%増、土地改良事業関連事業に77%増、政府は第2次補正予算案を経済対策の第一弾と位置づけしております。主な事業としては、農産物の輸出の強化、中山間地域所得向上支援対策、農業水産分野のイノベーション推進、農地のさらなる大区画化・汎用化、産地パワーアップ事業、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、畜産クラスター事業、水田活用の直接支払い金、災害復旧など多くの支援策があります。

そこで、南国市における国からの農林水産関係の補助金について、またT P P関連にした支援についてお伺いをいたします。

3番目として、労働力不足でございます。農業人口がどんどん減少しております。10年前ぐらいまでは、国民人口の2%、約250万人ぐらいの農業従事者がいました。現在では2%を切り、175万人ぐらいと激減をしております。高齢化も進み、平均年齢は67歳、65歳以上は65%を占めております。一般に、農業経営継続の分岐点は、75歳とされております。農業後継者がいる農家がわずか3割という現状を見ると、ここ数年のうちに大量離農も現実味を帯びてくるわけでございます。一方で、大規模化、法人経営になるなどが着実な増加をしております。しかし、多くの農業経営体では、労働力の確保に苦勞し、規模拡大の障害になっております。農業を支える人がいない、担い手不足は言うに及ばず、労働力そのものが絶対的に足りない、このままでは農業・農村の維持さえ危ぶまれます。J Aグループも、農業労働力の安定確保に向けて本格支援に乗り出さなければなりません。政府も、農業の成長産業化を進めるならば、人材への投資を最重点に戦略を上げるべきであります。農業を誰が担いどう支えるか、官民一体の取り組みが必要になってきました。

そこでお伺いをいたします。南国市での農業の人づくりを支援する環境整備、労働力不足の解決策についてお聞かせをお願いいたします。

1問目の農業問題について質問を終わります。

2問目のふるさと納税でございます。

先ほど議員発案の条例とお話をしましたが、最初の質問でございましたので、ここで御挨拶をさせていただきます。ちょうど私が議員になった年、次の年が市制施行から49年、来年は記念すべき年でございます。この議場でたくさんの先輩の方の皆さんが南国市勢発展、南国市

の活性化のために頑張って質問をし、活性化に向かって頑張ってきました。私も議員の定義に従い、品位、品格を持って南国市政のために頑張ってまいります、というような挨拶をさせていただきます。その気持ちは今でも熱く持っております。そのふるさと納税はもちろん、皆さんと力を合わせて議員発案でできたわけですが、その思いを含めながら質問をさせていただきます。

ふるさと納税は、平成20年の税制改正により導入が始まり、平成27年度にはふるさと納税が大人気で、過去最高額の日本では1,653億円の寄附金が自治体に集まりました。1位は宮崎県都城市42億3,100万円、2位は静岡県焼津市38億2,600万円、3位は山形県天童市32億2,800万円、高知県では奈半利町の12位でしたが13億5,000万円、各自治体の返礼品や肉、魚、米、農産物、魅力度によって寄附金が決まるようであります。返礼品目当てで寄附をするのはどうかというよりは、その人たちが地方に目を向けていただき、農産物の宣伝機会や販路により地域の活性化につながる事が大事であります。自治体は、その認識に立って寄附金の運用を考えるべきであります。

南国市のふるさと納税は、先ほども申しましたように、議員発案の条例であります。平成20年3月議会一般質問で、私が議員になって初めての質問でした。内容は、当時の質問の内容でございますが、農業の活性化、市民参画型行政型、南国市の活性化、南国市に寄附条例の提案でございます。4点について、緊張しながら質問をしたものでございました。少し触れてみます。

質問は、条例提案についてでございます。南国市に寄附条例を初めとし、寄附を促進するための提言でございます。全国で1,800自治体がある中、長野県泰阜村を初めとし、2008年1月現在で32の自治体に取り組んでおります、とありました。寄附は地元の市民に限らず、全国どこでも可能でございます。具体的な数種類の寄附メニューを行政側から出し、賛同していただける方々から寄附金を広く集め、基金として財源化することにより財政の負担を少なくする考えであります。内容を少し省略させていただきます。南国市における寄附条例の制定についての方性をお聞かせください、と質問をいたしました。

橋詰市長から答弁をいただき、ふるさとと都会に住んでいる方たちのつながりというものが大変大事にしなければならない時代でありますと、あります。そういう意味で、寄附条例というものは本当にすぐにでも研究に取りかかって、早い時期にやってみようかと、このように考えております、とあります。議員の皆様方の御協力も得ながら進めてまいりたいと答弁がありました。また当時、先ほど申しました財政課長豊永さんからは、内容を少しそれも省略させて

いただきます。南国市に暮らす人々、あるいは他の地域に暮らしていても絶えず心のふるさと南国市を思い、南国市の発展を願う人たちの熱い心を地域づくりに生かし、住民参加型の寄附を目指してはどうでしょうかと思います。幸い、先進事例もありますので、また議会の議員の皆様方、条例制定を請求することは十分可能でございます。議員の皆さんと一緒に連携しながら、早急に研究をしてまいりたいと思っております、とお答えいただきました。

寄附条例につきましては、当時、同僚議員でありました徳久衛前議員も熱い思いがありまして、1期生議員が中心になり、当時総務課の中島さん、今、現危機管理課の課長でございますが、非常にそういう条例の構成が達者ということで、御相談しまして御指導いただき、本当にお世話になりました。議員総会を経て、6月議会で多くの同僚議員さんの御賛同をいただき、ふるさと寄附条例が制定されたわけでありまして。少し前置きが長くなりました。

1番目として、ふるさと応援基金は南国市のどのような事業に使われているか。2番目として、平成27年度1億4,500万円の税の控除額が幾らぐらいあったんでしょうか。3番目として、返礼品、要は農産物返礼品の合計金額は幾らでしょうか。4番目として、南国市の本年度のふるさと納税のアピールのポイントについてお聞かせを願いたいと思います。

次に、ふるさと納税関連でございますが、ふるさと納税、企業版の導入についてでございます。企業版ふるさと納税の仕組みを定めた改正地域再生法が成立しております。地方創生に向け、先進的な取り組みを進めている地方自治体を支援する新しい交付金の枠組みが盛り込まれております。企業が自治体に寄附をした場合、減税により実質的な持ち出しを軽減する仕組みで、改正法では政府の認定を受けた地方創生関連事業に取り組む自治体に寄附先を限定した内閣府令であります。また、寄附した企業への便宜供与を禁じる規定もあり、南国市におきましても、財源が厳しいプロジェクト達成に企業版ふるさと納税の活用は財政上大きく貢献できる制度でございます。南国市としての企業版ふるさと納税の取り組みの方向性についてお聞きをいたします。

3番目の質問に入ります。鶏王国で観光でございます。

南国市にはすばらしい観光資源がたくさんありますが、歴史文化、風景遺産、人物、観光素材としてはあるものの、観光としての商品化にはなかなかつながらないのが現状でございます。今回の観光での質問は、海洋堂のフィギュアでおもしろく、また市内高校生たちのかかわりで、南国市に愛着を持つ観光について提案するものであります。

高知県は鶏王国で、日本全国の34種鶏のうち、高知県では8種鶏があります。南国市では、世界一の鶏、オナガドリがおり、鶏王国にふさわしい土地柄ではないでしょうか。長尾鶏セン

ターがあり、後免町の日吉神社では江戸時代から続く闘鶏がいまだに続いております。シャモ鍋が食べれるおいしい町であります。高知県は鶏王国とはいえ、特につながるそれらしき場所が少なく、残念に思います。

鶏の文化は世界に通じております。食べ物では、日本は鍋料理とかありますけど、海外国でもフライドチキンやチキンナゲットと、よく鶏料理は食べられております。シャモの闘鶏は日本だけでなく、世界各国で行われております。古代ローマ人は、闘鶏で戦勝を占ったり、中国では唐の玄宗皇帝、楊貴妃の時代でございます。イギリスでは16世紀、ヘンリー8世、国立闘鶏場をつくり、闘鶏ルールでヘビー級、ライト級、バンタム級、フェザー級に、チャンピオンなどのルールをつくり闘鶏をしたことが、近代ボクシングのルールにつながっております。鶏王国は日本だけでなく、世界に通じる観光になるかもしれません。

海洋堂のフィギュアであります。単に鶏のフィギュアではおもしろくありません。おもしろい特徴を表現したインパクトのあるフィギュアをつくれればいいかと思います。南国市の鶏王国の観光につながってまいると思います。例えば、オナガドリは白、黒、褐色と3種類の長い尾っぽを天に舞うようなそういうフィギュア、またシャモではいかにも強そうでとさかが真っ赤で筋肉隆々、目が大きくいかにも強そうな、そういうフィギュアです。また、そのほかに土佐地鶏、土佐地鶏は土佐ジローの親なんですけど、また東天紅、日本の三大鳴き鳥の一つですね、ミノヒキチャボ、ウズラチャボ、九斤、九斤ははちきんの親でございます、宮地鶏。高知の8種類の鶏は特徴があり、それぞれおもしろいフィギュアができそうであります。

そこでお伺いいたします。

海洋堂を歓迎し、お迎えするに当たり、南国市のその所見とフィギュアで鶏王国の可能性についてお聞きをいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） おはようございます。

小笠原議員の農業問題についての御質問にお答えいたします。

最初に、高知県下JA統合については、県域JA発足の目的は、個々のJAの枠組みを超え、連合会も含めた県域全体で人材、資金、施設等の経営資源を結集し、JAの経営や事業の高度化、経営の効率化を追及することによって厳しい状況を乗り越え、将来にわたり農業の発展に貢献し、豊かで暮らしやすい地域社会の創造を目指すものです。

現在、本市ではシシトウは3 J A合同のシシトウ部会を組織し、情報交換により市全域での栽培技術の向上、収量・収益増が図られております。また、環境制御技術導入につきましても、J Aの枠にとらわれず、南国市施設園芸環境制御技術研究会を組織し、栽培作目も多様な中で、機器導入から効果的な利用方法等まで情報共有を図っております。それぞれには、県・市が参画してございまして、合併後はさらにこのような統一化が進むものと考えております。

市としましては、技術面は県主体でありましても、集出荷施設の集約等での補助メニューの情報提供や統合 J Aと生産者をつなぐ役目などで、これまで以上の農業振興を図っていかねばならないと考えております。

次に、本市における国からの農林水産業関係補助金と T P P に関連した支援でございますが、T P P 協定の大筋合意後、国は農業政策大綱を取りまとめ、攻めの農林水産業への転換として、体質強化対策を集中的に講ずるとともに、経営安定、安定供給のための備えとして、協定発効に合わせて経営安定対策の充実を講じるとしております。

本市でも、T P P 関連では27年度3月補正予算から担い手確保・経営強化支援事業費補助金を繰越明許で2件計上し、エントリーした経過がございまして、全国で申請が多数寄せられ、採択基準が高くなり、選に漏れた経過がございまして。また、T P P 関連の目玉とも言える、議員からも質問のあった産地パワーアップ事業も検討してございまして、面積要件や費用対効果の面で断念するなど、現段階では本市に適したメニューの十分な導入はできていないのが現状でございまして。

なお、既存の国庫補助金では、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、経営所得安定対策の米の直接支払交付金という日本型直接支払交付金や、青年就農給付金事業費補助金、農地集積交付金など多様な事業採択を受け、交付してございまして。できるだけ有利な事業の確保に努めてまいりたいと考えてございまして。

3点目の人づくりを支援する環境整備と農業労働力不足の解決策については、本市は地域提案型の新規就農者の受け入れを行ってございまして、親元就農も含め、研修生受け入れ農家への支援も重要であります。指導農業士への誘導や認定農業者のフォローアップなどによりまして他産業並みの所得が得られ、農産物の生産者としての誇りが持てる農業者の育成を目指してございまして。また、環境制御技術や次世代型ハウスの導入などにより、農業産出額の増大目標の実現に向け取り組みを進めてございまして、地域の農作業を支えてくれていた地域住民の過疎、高齢化が進行し、議員言われるように、農業の現場では農作業労働力の不足が大きな課題となってきてございまして。

労働力の不足問題に対応していくためには、農作業の省力化に向けた対策や雇用労働力の確保に向けた対策が必要でございますが、地域ごと・品目ごとに対策が異なることや、地域だけでは対応できない課題も多く存在することから、地域ごと及び県域において労働力不足対策に対応できる仕組みを構築する必要があります。

次に、安定的に労働力を確保していくためには、農業の現場段階においても一定時期の雇用だけでなく、通年での雇用体系を整備し、安定的に労働力を受け入れることができるよう、労働環境を整備していくことも重要でございます。この進行する労働力不足に対応するため、行政機関、JAグループが連携した地域及び県域において総合的に対応していくことができる体制の構築、農作業の効率化を進めるため、省力化につながる栽培技術の開発・普及やニラのそぐり機、ショウガの掘り取り機などの省力化に向けた機械類の開発・導入支援を行っております。また、地域の実態に応じた通年雇用が可能となる栽培体系導入への誘導も図っており、安定した雇用を生み出す法人化した集落営農組織の組織づくりは大きな効果を生み出すと考えております。

最後に、現在、労働力不足対策に向けた体制として、県を11地区に分け農振センター、市町村、JAで構成する地域プロジェクトチームを組織して、どのように潜在労働力を掘り起こし、マッチングするか検討中ございまして、具体では、ハローワーク、シルバー人材センター、JA、無料職業紹介所などが連携しての募集・求人・紹介システムの仕組みづくりを進めております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 小笠原議員さんのふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

南国市ふるさと寄附金の額は、平成26年度に3,704万7,000円ございました。平成27年度には1億4,505万8,000円に増額いたしまして、本年度、平成28年度につきましては、11月末現在で約8,000万円となっております。各年度にいただいた寄附金につきましては、当該年度にふるさと応援基金に積み立てさせていただいた後、翌年度に申し出のあった事業区分に応じた事業の財源として活用させていただいております。平成27年度は、平成26年度積立分、約3,700万円となりますが、こちらの寄附金を前浜地区防災拠点施設建設事業、小学校のデジタル教科書の導入、地産地消促進事業、また健康文化都市づくり事業など、11の事業の財源とし

て活用させていただいております。

平成27年度分の1億4,500万円につきましては、こちらは本年度の事業の財源とさせていただきたくております。ちなみに、今現在想定をしておりますのが、給食センターの建設費、中学校空調設備の設置費、また地域づくりとしての公民館の管理費、健康福祉としての乳幼児等医療助成事業など、当初予算で計上しております事業につきまして、本年度におきましては15の事業の財源として活用させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、返礼品の金額なんですが、南国市におきましては、返礼品は基本的に寄附額の半額程度としております。平成26年度の返礼品の額は1,604万1,000円、平成27年度の金額は7,664万円、平成28年度は11月分までで2,335万9,000円となっております。特産品によりましては、送付時期、寄附をいただいた年度と特産品を送付する年度、こういったものが翌年度にこけるというようなこともございますので、寄附額と返礼の額が年度間において多少乖離はしております。

最後に、南国市ふるさと寄附のアピールポイントですが、これまで返礼品に力を入れていなかった市町村も、今年度に入ってかなりの市町村で力を入れ始めております。地域間の競争がますます厳しくなってきました。ポータルサイトをのぞくと、肉や魚介類を初め、各地のあらゆる特産品が並んでおります。こうした中で、南国市の特産品、競争に打ち勝つように、新たな特産品の追加及び見直しも、平成28年度も行っております。また、特にこれまで本市が選ばれてきた理由の一つと考えます、アピールポイントとも言えると思いますけれども、普通そうではあるが普通じゃない、届けられた後でも非常に得した気分になれる、そういった特産品づくり。こういったことをさらに進め、全国の方々にお届けするとともに、毎年繰り返し選んでいただく、こちらが今後重要になってくると思いますけれども、こういったことに取り組んでいきたいと思っております。

なお、税の控除及び企業版ふるさと納税につきましては、担当課長より御説明いたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 税務課長。

〔税務課長 山田恭輔君登壇〕

○税務課長（山田恭輔君） 小笠原議員さんの個別住民税におけるふるさと納税分の、寄附金税額控除に関しての御質問にお答えいたします。

平成27年度ふるさと納税として御寄附をいただきました1億4,500万円は、日本全国から南国市に寄附された金額となります。寄附金税額控除は、寄附をされた方々の住所地である市区

町村の個人住民税課税において適用されるため、税の控除額の把握は困難でございますので、本市のふるさと納税に関しての税の控除額などについてお答えをさせていただきます。

本市において、平成27年度に個人住民税のふるさと納税分の寄附金税額控除の適用をした方は88名であり、全ての寄附金税額控除を適用した方の80%を占めております。また、控除対象の寄附金総額は399万7,000円であり、税額控除額は127万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 小笠原議員さんの企業版ふるさと納税についての御質問にお答えをいたします。

この企業版ふるさと納税は、先ほど小笠原議員さんのほうからも御説明がございましたが、本年4月に創設された制度でございます。地方自治体が国からの地域再生計画の認定を受けまして取り組む地方創生事業に対しまして、民間企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割に相当する額の税額控除が行われ、現行の地方公共団体に対する損金算入措置に対する3割の軽減効果と合わせて、寄附額の6割に相当する額が軽減される制度であります。これにより、企業の創業地への貢献や、地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進させようとするものであります。

この国から地域再生計画の認定を受けるためには、まず認定申請の時点で1社以上の企業から寄附の見込みが立っている必要があります、大前提として、企業から寄附を呼び込むことができる効果の高い事業であることが必要であります。この制度の活用に向けましては、地方創生施策についての庁内の推進組織であります地方創生検討プロジェクト委員会におきまして制度の情報共有を行うとともに、企業からの寄附を通じて応援いただける事業についての検討を行っているところでございます。

市が進める地方創生事業に対して企業が賛同してくださり、資金面で応援をしてくれるということは大変ありがたいことでもありますので、また財源確保の面からも本制度の活用は有益であると考えております。一方で、本制度では、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分について、この寄附金を充当できないというハードルもございます。こうした点もクリアをしながら、本制度の活用に向けまして、さらに庁内での検討を重ねまして、市の戦略としてタイアップしてこれから応援をいただける企業をふやしていくこと、また企業に対してアピールのできる事業の磨き上げを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） 小笠原議員さんの鶏に関するさまざまな情報を興味深く聞かせていただきました。御質問に対してお答えいたします。

海洋堂と連携し、中心市街地の活性化を図るために、まず地域の方々や事業者等に関心を持ってもらい、その機運を高めることが必要であると考え、本年度はこれまでに、海洋堂と一緒に、そのノウハウを生かして後免野田小学校の児童による大型ジオラマの作成や、児童、高齢者等地域の方に参加していただき、ジオラマ教室を開催するなどしています。

少し宣伝をさせていただきます。来年1月14日から29日まで商工会館におきまして、海洋堂との協力でジオラマ教室をしましたがそこで作成しました作品や、ジャンルを問わず市内の高校生の作品、市内事業者の製造品等を幅広く展示する海洋堂・南国市みんなのモノづくり展を開催する予定ですので、多くの方に足を運んでいただければと思います。

海洋堂との取り組みの中で、小笠原議員さんより提案のありました、南国市の地域資源をオリジナルフィギュアにすることなども考えております。海洋堂のファンのみならず、ここでしか手に入らない商品という特別感を出すことで、多くの方に手にとってもらえるのではないのでしょうか。オナガドリ、シャモについては、貴重な地域資源、観光資源であり、小笠原議員さんから提案いただいたように、既存のものとは違ったオリジナルフィギュアとすることで、魅力的な商品となると考えております。今後、どのような素材を形にしていくか、検討していくこととなりますが、皆様にアイデアをいただきながらの作業になるかと思っております。今回、御提案いただいたアイデアなども参考にさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力をお願いします。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 14番小笠原治幸君。

○14番（小笠原治幸君） それぞれ、御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

農業問題につきましては、非常に正しい御答弁をいただきました。従来と、合併してそんなに行政とJAのかかわりが大きく変わるということはございませんが、お願いしたいのは、今までのやってきております水田協や担い手協、南国市のいわゆる農業の中心となっております。今までと変わらず御支援を賜ってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

農政予算、農業予算、全国5,800億円ぐらいの農業予算というのは、全国にばらまけば、今1,740ぐらいの自治体があると思うんですが、余り届かないですよ、本当に。そういうそれぞれの自治体では期待を持っておるんですけど、何かTPPに参加、国がするに当たって、対策が十分行われてないように思います。何百億円ぐらいなんていうのは、随分まあ言うたら本当に、課長の申すように砂へ水をまくようにジュッとすぐなくなるというか感じになるんでしょうかね。しっかりとそういう予算を、魅力ある南国市の農業活性化を提案して予算を引っ張っていただけるような、そういう努力もしていただきたいと思います。

雇用につきましては、県下に私いろいろ知り合いがいるんですけど、昔からよく須崎へ行く外国の方、特にフィリピンの方がよく労働しているところを見るんですけど。それと、香美市なんかも本当に外国の雇用をしております。よく聞いてみますと、そういう組合ができていようのですが、やっぱりそういう組合と連携するなり、また中心の南国市、高知市と連携してそういう受け入れの組合、そういうのをつくることと、それと、国の政府のほうにも、そういうしっかりした労働力を確保するための労働力確保戦略センターの設置についての支援がございまして、そういうものも活用して、ぜひそういう将来労働力不足を補えるような、そういう体制をJAとともにとっていただけるようお願いをしたいと思います。答弁はよろこびます。

それとふるさと納税ですが、ひとつ抜かっておりましたね。あ、失礼しました、抜かってなかったです。いわゆる南国市のふるさとへ寄附をしていただいたという気持ちが、どのように伝わってるかということですね。そういうところが十分、ただ返礼品だけではなくて、そういうところをやっぱりアピールする、気持ちを伝えるためには、連携をし合って、いわゆる特産品だったら農産物は結構中心になってくると思うんですが、メロンとかいろいろ、そういう農林水産課、商工観光課並びに南国市にある空の駅の事業とかそういうところと活用して、そういう魅力ある南国市を伝える方法、そういうのをもう少し改善していただければと思います。

先ほど使途、使い道を一定お伺い、発表がありましたけど、農産物の農業分野での寄附金の活用ですね、そういうのが見られないですが。本来この質問の1問の中でも申したように、やっぱりふるさと農業、そういう特産品の開発とか、そういうところにつながるような、将来へつながるようなことですね、そういうところもしっかりと活用していただくようお願いしたいものでございます。

ことしは何か、ふるさと納税の勢いが前年度と違って、勢いもちよっと緩いようでございますけれど。いわゆるふるさと納税のパンフレットの発行が遅かったようですが、何か事情があ

っておくれたと思うんですが。そういう関係でふるさと納税が少なくなったかどうかわかりませんが、今までの内容でしたら、インターネットで見ても、何か一過性のように感じるんですけど。10月5日のふるさと納税のインターネットですが、南国市を愛し、応援しようとする方々から広く寄附金を募り、寄附をしていただいた方の意向を反映した施策を展開することで、個性豊かな活力あるふるさとづくりを行おうとしておるものでございます。返礼品をいただいた方には、どのような南国市のいただいたお礼といたしますか、そういうところをどういうふうに伝えているかという、ふるさと納税の真髄ですね。どういうためにふるさと納税をしてきているか、ありがたみがどういうふうにと、そういう伝える部分があるかどうかについてお聞きをしたいと思います。

ふるさと納税、全国からいただいておりますが、いわゆる都会から地方へお金が流れる、地方創生と申しますか、そういうものに役立つものでございますので。教育、スポーツ、いろんな事業がありますが、そういう夢のあるようなものに、ためになるということももちろん大事ですが、やっぱり市民の皆さんの多少夢が与えられるような行政、事業、そういうものにも活用していただきたいと思っております。

続きまして、観光でございます。ちょっと私のひとり合点で夢みたいな質問になりましたけど。おもしろいと思うんですね、世界へ通じておりますから。ぜひ海洋堂をきっかけに、そういう新しい観光につなげていただきたいと思っております。

南国市、観光が頓挫しているんですね。なかなか進まないです、前へ。それは大きな原因があります。せっかくのいい素材を持ちながら、観光ができない、いわゆる観光事業の許可がないばかりに、観光に取り組むことができないんですね。観光許可、3市の香美市、香南市では既にもう観光事業ができる、そういう許可をとっておるようです。許可にもいろいろ種類があって、1種、2種、3種とか、地域限定とかあるんですけど、そういうものをしっかりととることに、許可を持つことによって観光が広まると思うんですが。ぜひ南国市でも3市、他市におくれないように、そういう観光事業ができるような許可もとっていただいて、せっかく観光協会もございますので、ぜひとっていただいて観光へつなげていただきたいと思っております。

商工の課長さんのほうから、観光の取り組みの許可の件についてお聞きしたいのと、ふるさと納税ではそういう農業分野へも少し、一番の特産品のもとでございますので、ふるさと納税の農業分野についてお答えをいただきたいと思っております。それと、ふるさとを感じる気持ちをどのように伝えていけるかというところです。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 小笠原議員さんの2問目の質問にお答えいたします。

ふるさと納税、地方を応援していただくということで、非常にありがたい制度で、南国市の寄附におきましても、ほぼ都市部、東京近郊及び関西圏からの寄附額が占めております。南国市にゆかりのない方が今現状では多いというふうに思われますけれども、そういった特産品、南国市の魅力ある特産品を希望していただいて、それにあわせて南国市に興味を持っていただくということは、非常にありがたいことだというふうに考えております。ただ、なかなか努力が足りないというところは確かにあると思います。先ほど申し上げましたようなアピールポイント、そういったものにつきましても、今後どんどん南国市をアピールしていけるような形で進めていきたいというふうに考えております。

また、いわゆる特産品で占めております農産品とか、そういった産業振興にというような形で事業への予算の財源として活用ということでございますが、事業区分として、それぞれ寄附いただいた方には事業区分ごとにお選びいただくことができるんですが、今現在、産業振興とかそういった形での申し出額というのは、割と金額的に、申し出額的には少ないものになっております。ただ、特定の事業を選ばずに市長に一任というような形でさせていただいているものが、昨年度1億4,500万円のうち5,000万円はございました。そういったものを活用させていただきながら進めていくということで、これからは考えていきたいというふうに考えております。

なお、特定の事業、こういったことを選ぶということにつきましては、3月議会で山中議員さんから御提案もいただきましたけれども、ガバメントクラウドファンディングという制度がございます。これは特定の事業に対して寄附を募ると、そういった事業がございます。全国から、この事業に協力したいと、そういったこともできるような寄附の方法でございますので、そういったことも含めまして、魅力ある、こちらは事業になりますけれども、そういったことも検討しながら、今後、そちらにつきましては条例のほうも少し見直しも必要になってくるかと思っておりますけれども、そういったことも念頭に今後進めていきたいというふうに考えておりますので、今後とも議員さんの協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高君） 小笠原議員さんの観光への取り組みについての2問目についてお答えさせていただきます。観光協会が旅行業をという話ではないかと思っておりますので、その

観点でお答えをさせていただきます。

まず、旅行業を行うために、旅行業法では旅行業務に関する取引公正の維持、旅行の安全の確保、旅行者の利便性の増進を営業所単位で管理監督させるために、観光庁長官が実施する国家試験に合格した旅行業務取扱管理者を営業所ごとに最低1人以上、旅行業務取扱管理者として専任することが義務づけられております。その上で、事業所として国土交通省での登録を受ける必要があります。登録に係る費用としまして、募集型の企画旅行では近隣市町村のみしか対象にできない第3種旅行業登録であっても、営業保証金が最低300万円必要となります。また、基準となる資産額が300万円以上必要であるということが条件になっておりますので、現状の観光協会での旅行業者としての登録は、ちょっと難しいところであろうかと思っております。

観光協会におきましては、継続的に南国市の魅力の発信、集客に向けた取り組みなど、さまざまなイベントであるとか企画を現状行っております。一定の集客も効果を上げておる部分もありますので、今後、企画旅行等による集客を図る場合には、旅行業登録事業者であるとか交通事業者と連携をとるなどして、効率的に行える方法で実施することが現実的な方法であるかと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 14番小笠原治幸君。

○14番（小笠原治幸君） それぞれありがとうございました。時間もあれですので。その旅行業の資格ですけど、費用が300万円ぐらいかかると申しましたけど、ぜひ300万円は将来の大きな南国市の経済発展につながってまいりますので、検討いただき前向きに考えていただきたいと思います。来年は、維新、幕末博ですか、そしてまた今3市で連携して食のイベントしておりますけど、さらなる、東部博があつて、西部博があつて、次は中部博の回りでございますので。そういうところにつながる意味もあつて、これは一つ南国市にどうしても必要なことではないかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

寄附条例、クラウドファンディング、さらなる南国市の魅力を伝えて、そういうものへつながるように努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 6番西川潔君。

〔6番 西川 潔君登壇〕

○6番（西川 潔君） このたびの12月議会での私の質問は、市街化調整区域内での開発許可

と統廃合校の資料の保存についての2点を質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

昨年実施されました国勢調査によりますと、日本の人口が初めて減少傾向にいったと報じられておりました。高知県では、国の動向を先取りをしたような形で、早々と全市町村で減少し、72万ほどになりました。南国市でも、一時は5万人を超えたこともありましたが、現在は4万8,053人と、時を追うごとに減少をしております。10年ほど前より、戦後のベビーブームに生まれた人たちが死亡年齢に達し、年を追って大量に亡くなって人口が減少をしております。人口の増減は、出生数と死亡数の数の差でございますので、当然少子化の進行や子育ての環境も関係はしておりますが、子供たちも確かに減少しているが、高齢者が次々と亡くなっていく影響が人口減少の一番の原因ではないでしょうか。

南国市の人口減少も、この出生者数と死亡者数の差でありまして、一旦減少を始めた出生数は少なくとも二十数年後でなければ回復はない。私が市役所での勤務を始めた当時は産児制限といいますが、避妊具の配布など産児制限を行政が行っておりました。あれから48年になるわけでございますけれども、出生率減少のサイクルの中にちょうど現在が位置しているのではないかと思います。今となつては、えらい先見性のないことをしたものだと思つて後悔の念にたえません。

後悔と言いますと、南国市政もその時代時代に市民が安全に平和な暮らしができるよう、また将来に向かって一番大切なことは何か、取り組んできたと思われませんが、後悔先に立たずとの格言のとおり、今となつてはと思うこともたくさんございます。私が市役所に入所したころは高度成長期の真ただ中でして、やがてオイルショック、厳しい財政状況に陥り、このままでは財政再建団体へ転落とのことで、職員組合みずから給与の削減を申し出、数年間実行したことでした。このように、当時の市の一番の課題は何よりも財政の立て直しであることから、その後の市政も緊縮財政の連続、今になってそのツケが出てきた部分もあるようにも感じております。

南国市の土地利用計画についても、歴代の市長もじくじたる思いもあつたように、圃場整備も含めて課題を残してきたのではと思います。昭和45年に施行されました都市計画法も、一定の乱開発の防止、抑制にはつながつたとは思いますが、基本的に市街化調整区域での建物には同法に基づく開発許可が必要なために、市の発展の足かせになっていることも事実であります。

そのような中で、このたび市長は国が進める地方権限移譲により、県が許可をしておりました開発許可を平成30年より南国市自身で行うよう英断をされました。また、高知大学医学部周辺で先行されて実施するようにもしております。これらの取り組みについては、6月議会でも

質問しましたように、南国市の発展には一定の人口や働く場をつくるのが一番で、現在、市が取り組んでおります地方創生への一番の施策でもあります。南国市は、高知県の中ではその潜在力が極めて高く、今回この取り組みはそれを切り開く大きな施策だと高く評価をするものです。現実を見てみますと、南国市に家を建てて住みたい人や南国市に進出したい企業の要望に応え切れていませんでした。その道が開かれるのです。南国市独自の開発許可が可能となるわけですが、いの町、高知市、南国市、香美市の広域都市計画の中、全て市の判断で許認可ができるわけではないと思います。

そこでお伺いしますが、南国市独自の規制緩和の策定、開発許可でございますが、どのような手順でどのような内容を考えておられるのか。従来の許可基準との相違点は何なのか。規制緩和を行う地域、土地の選定はどのように行うのか。どのような開発行為が可能となるのか。最後にこのたびの市への開発許可権限移譲について、今後の市長の思いをお聞かせください。

2点目の統廃合校の資料保存についてでございますが、戦前はともかくとしまして、戦後、旧村時代も含めて、南国市内で統廃合された公立小中学校を、恐らくここにおいでる南国市に生まれ育った皆様方でも完全に記憶されている方はいないのではと思います。私が知っている範囲でも、久枝といいますか、下島にありました南部小学校、それから瓶岩小学校、黒滝小学校、井の沢小中学校、これ井の沢って第3小中学校とも言われるようですけども。また北陵中学校創立時の黒滝・白木谷・久礼田・岡豊中学校の統合、市の南部の香長中学校も創立時にはたくさんの中学校が統合されたというふうにも聞いております。これらの学校統廃合に至るまでの変遷や校歌、校章、学籍簿等の保存について、何かそういうものが決められたようなものがあるのか。またどこでどのようにされているのか、現在の状況も含めてお伺いをいたします。

以上で1問目を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 西川議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

私はこれまで何度か申し上げてまいったわけでございますが、市街化区域と市街化調整区域の線引き、これは南国市の秩序ある土地利用につながったと、線引きが繋がったこと、線引きが全く間違いであったとは決して思っておるわけではございません。しかしながら、本市の都市計画区域の92%を市街化調整区域が占めておりまして、南国市に進出したいけれども進出ができない、都市計画法が何とかならないか、などといった声も現在までたくさん聞いてまいりました。市街化調整区域につきましては、市長として何度かじくじたる思いをしたことも実

際ございました。そのようなことから、私は本市の実情に応じた、まちづくりの方針に沿った土地利用ができますよう、高知県より開発許可権限の移譲を受けることをこのたび決断したわけでございます。現在、平成30年度をめどに、南国市に権限移譲すべく準備を進めておるところでございます。大いに職員の皆さんにもこの機会に勉強してもらって、幅を持っていただきたい、このようにも期待しておるところでございます。

南国市がみずから開発許可の許可権者になるわけでございますので、市がまちづくりにこれまで以上に責任を持っていかなければならない、大変責任が重いわけでございます。そして、規制を見直す区域と優良農地としてこれから将来に向けて守っていく区域と、しっかりめり張りをつけて産業振興も発展させるとともに、防災対策や集落の維持といった課題にも対応していきたい。高齢者や子育て世帯なども誰もが安心して住み続けていける希望のあるまちづくりを目指して、南国市全体の有効な土地利用を進めてまいりたい、このように考えております。詳細につきましては、都市整備課長が御答弁申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 西川議員さんの市街化調整区域内での開発許可についての御質問にお答えいたします。

南国市独自の規制緩和の作成手順と内容につきましては、まずどのような方々を対象とし、そしてどのエリアにどんな建築物が建築できるようにするかなど、基本的な許可基準を示すこととなります。開発許可制度基本方針案を、本年度中をめどに作成したいというふうに考えております。その後、庁内の関係各課との協議、市議会議員の皆様へ御報告した後、平成29年7月ごろにパブリックコメント及び住民説明会を実施してまいりたいと、そして住民の皆様から幅広い意見を聴取してまいりたいというふうに考えております。そして、修正を加える必要があれば修正を加え、この開発許可制度基本方針案を反映させた南国市都市計画施行条例案を作成いたします。この条例案を市議会議員の皆様へ御報告申し上げた後、南国市の都市計画審議会でも報告し、さらに平成29年9月開催予定の高知県開発審査会に南国市都市計画条例案を御提案し、御審議いただきたいというふうに考えております。そして、開発審査会の承諾を得た後、平成29年の12月議会へこの条例案を御提案させていただき、御審議いただきたいというふうに考えておりました。平成30年4月からの施行を目指しております。

南国市独自の開発許可要件の内容につきましては、現在、担当課で検討中でございますが、本市の都市計画マスタープランにおいて、かねてより研究学園都市構想を掲げている高知大学

医学部周辺や集落の維持、地域の活性化という観点から、市街化調整区域にある周辺部の集落などに一定エリアを設定し、高知大学医学部周辺につきましては高知大学医学部職員の自己用住宅や高知大学医学部職員及び学生用の共同住宅、そして宿泊施設や飲食店などの立地を、また周辺部の集落につきましては、自己用住宅などをこれまで以上に建築しやすくする許可要件を作成したいと考えております。

従来の許可基準との相違点につきましては、現在、市街化調整区域の開発の許可要件は都市計画法や県条例で定めたケースのほか、高知県開発審査会の議決を経て知事が許可したものとなっておりますが、現在の許可要件に南国市独自の許可要件をプラスする形になりますので、南国市がプラスすることになる独自の許可要件が、従来の許可基準との相違点ということになります。

規制緩和を行う区域の選定につきましては、これにつきましても現在担当課で検討中ですが、先ほど申し述べさせていただきました市の都市計画マスタープランにおいて、かねてより研究学園都市構想を掲げている高知大学医学部周辺や集落の維持、地域の活性化という観点から、市街化調整区域にある周辺部の集落などに一定エリアを設定する方向で検討しております。

最後に、どのような開发行為が可能かということにつきましては、具体的にはなかなか申し上げられませんが、これも先ほど述べさせていただきましたことと重複しますが、従来の都市計画法や県条例で定めたケース、そして高知県開発審査会の議決を経て知事が許可した開発のほか、市が設定する一定エリア内において、市が設定する独自の許可要件に合致した建築物の建築について開発が可能になります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 西川議員さんの御質問にお答えをいたします。

現在、市内の小中学校における公文書の保存期間につきましては、平成16年9月1日より南国市立小中学校文書取扱要領で定められておりまして、学校沿革史、簿冊保存目録、履歴書、旧職員履歴書、宣誓書・着任届は永久保存となっております。また、統廃合の際の資料等の保存につきましては原則統合校となっており、今後、このような統廃合等行われる際には、公文書とともに廃校になる学校の存在のあかしとなるものも適切に保存できるようにしてまいります。

ちなみに、西川議員さん言われておりました井の沢小学校のことですが、その井の沢小学校の変遷につきましては大変複雑で、また資料が大変少なく、残された資料によっても若干不明なところもありますが、南国市史にて調べてみましたら、明治25年に井の沢小学校が設置されております。大正5年に井の沢へ移転したときに、上倉第三小学校と改称されております。昭和22年に上倉中学校井の沢分校を併設する形となりました。また、昭和30年に黒滝に移転し、上倉村立黒滝小中学校と改称しております。また、昭和31年町村合併により後免町立黒滝小中学校に、昭和34年に町村合併によりまして南国市立黒滝小中学校へと改称されていき、昭和42年に中学校を北陵中学校に統合し、昭和53年3月をもって児童の在籍がなくなり廃校となりました。

以上、井の沢小学校の沿革をひもといてみますと、大正5年の井の沢へ移転し上倉第三小学校と改称されたことや、昭和に入ってから戦争という厳しい社会情勢、さらにはその後、黒滝小中学校への改称並びに市町村合併という経緯を見ましても、現在、井の沢小学校の統廃合時の公文書が保存されておられません。しかし、南国市になってからの昭和38年に統合校となった久礼田小学校には、瓶岩小学校の卒業生名簿、卒業写真、瓶岩小学校史、瓶岩村史が保存されておりますし、その中でも卒業生徒名簿、瓶岩小学校史は永久保存として残っております。また、昭和41年に統合になった北陵中学校には、久礼田中学校、岡豊中学校、白木谷中学校の学籍簿、指導要録、卒業写真、中途退学生学籍簿が残されております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 6番西川潔君。

○6番（西川 潔君） 教育委員会には、面倒なことを調べていただきましてありがとうございます、どうも。市長のほうからは、力強い思いを語っていただきまして、ありがとうございました。

2問目の都市開発の件で、答弁があったかもわかりませんが、もう一度確認のためにお伺いしますが。南国市の審査、開発許可の条例をつくる、条例にパスすれば、農地法等の制限は従前とは変わりはないが、県の開発審査は免除をされて、建物建築時には建築確認の許可要件のみで建築が可能になるというふうに理解をしいのか。また現在、圃場整備が進められておりますけれども、このたびの開発許可権が市に移譲されるということに伴いまして、小規模の農地の所有者とか農業を継続されない方、持っている土地の方がいろいろな思惑が出てくることで、圃場整備の進捗に影響が出ないような十分な説明、圃場整備がされるところに開発許可をするような条例をつくるわけはございませんけれども、市民の方についてはかなり期待

をするようなところも必ずあろうかと思imasので。また、圃場整備の中に土地を持ってられる方が、圃場整備をすることによって開発が今後できないということになりますので、その辺の思惑が必ず出てくると思imasので、その辺のことについての対策といimasるか、どのようなことをされておるのかも含めて、お聞きをしたいというふうに思imas。

また、教育委員会のほうには、面倒なことを言imasたけれども、こちら調べていただきましたけれども。実は先月、11月8日に井の沢小中学校の昭和15年生まれの方が、存命の同級生17名のうち10名ほどが市内のホテルに集まって同窓会をしたようござimas。この中には、柔道で大変貢献していただいた和田達盛さんもおられまして、きのうのこと、同じ笠ノ川でござimasので魚を買いに行つて話をしますと、大変校歌を歌つて盛り上がつたということ。初めにその校歌を探しておりまして、たまたま前教育委員会の次長をやられた野村道俊さんの奥さんがやっぱり向こうの卒業生でして、私、またお渡ししますけれども、大変古い、天平のころからのこんな変遷を書いたものやら校歌を持っておりまして、皆これを渡したことござimasましたが、いただき。なかなか庄屋が岡本、中岡、佐竹と引き継がれて明治に至つたというようなこと。これ中岡というのは中岡慎太郎の子孫だと思し、それから佐竹というのは現在黒滝で生活をされる佐竹さんと、これはもともと現在の梅星館が建つてるところ、セミナーなんかをやられる、あそこに佐竹、跡が佐竹屋地というふうに地元の方は呼んでまして。あそこから往時の異動でしょうね、あそこに黒滝のほうに移られたということのようです。そのようなことから、かなり古いことの変遷を書いてござimas。

私は、実は言いたいの、きちつと保存も一定されていふということに安心をしたんですが、昭和何年ごろでしょう、黒滝小学校がまだせいらんができる手前の、まだ小学校があつた時分に、現市長がそこに行かれて、潔よ、おまえのところのおやじの何か成績簿を見られたと、大抵恥ずかしい話ですけど、健康診断書が何かあつたぞというようなことを言うたときに、そのときには余り思imasませんでしたけれども、今でいうと個人情報最たるもので、そのようなことがないようにというようなことも含めて、ちよつとお聞きもしたかつたわけ。また私は学校が、学校というものは本当に地域と一緒にあるんだということを強く思つてまして、山間の奈路とか白木谷も、あのような小さな学校ですけども、学校を中心に地域があると。私も全ての南国市のことは知りませんけれども、瓶岩小学校も私が小学校の6年ごろには久礼田の小学校へ統合したりしましたし、また旧地区では岩村なんかも小学校がないんですが、何かそういう地域はやはり、かなり寂しい思imasをしているというようなことをいつも感じております。非常にそういうことが大事だし、それから久礼田中学校というのは私も最後の卒業でして、市長

のほうも久礼田の中学校の卒業ですけれども、恐らくこの中でも久礼田中学校2人だと思うんですが。そういう学校がどこにあったとか、どういうふうになんか人がしよったとかいうようなことは、おじいさんやお父さんやお母さんや子供たちが共通の話題にもなるし、そういうことを話すことで地域への愛着とか、いろんないい情操のようなものも生まれてくると思うんです。そういうことを語れる教職員、ほかの地域のことも含めてですけれども、赴任をされた教職員の方は、やはりそういうことにいち早く目をつけていただくというか、昔こんなところに学校があって、こんな遠いところからこうやって来よっただとかいうのは、非常に子供たちにもその歴史というものがスムーズに入っていく、昔というのは将来に必ず通じることでございますので。ぜひ機会のあるときに教職員の方にもそんな話をさせていただき、それから教職員の方も子供たちにそういう、恐らく地域のことを語る機会はあると思いますので、そのようなことをしっかり伝えていっていただきたい。そのことがいい子供をつくっていく、ふるさとを愛する子供をつくっていくということに必ず通じることだと、私はそう思っておりますので。

それから校歌のほうについても、今でも、私も小学校の校歌も覚えておりますし、中学校の校歌もすぐに出てきます。びっくりしたのは、この校歌を探しているときに、たまたまよく市の交通安全なんかでお世話になる門田竊一さん、ちょうど私がここへ来たときに会いまして、3階でしたがちょうど会いまして、こうこうして探しゆうが竊一さん知らんかよとこう言うと、知っちゅう知っちゅうと言いますき。ほんなら、そらあ習おうか思うたら、どこにあるぜよ言うたら、わしの頭の中にあるってすぐに歌うてくれまして、その場で。本当に人生の序奏、本でいうと序章といいますか、私のように終章になってきますと、そういう幼少期というか、学校のことが本当に思い出され、そのことが非常に懐かしいことになろうと思いますので、そのようなものの保存についてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

都市計画のほうに、先ほど言いました2点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 今度の権限移譲について、幾つかの私はポイントがあるんじゃないかと思っております。それは、大きく言えばやはり各小学校区でいいます、小学校区も含めての意識的な集落の復活といいますか、空き家がたくさんあるわけございまして、これをやっぱり埋めていくといいますか、こういうことを我々職員が意識的にそういうことをしていかないといけないんじゃないかと。そのことによって各小学校が非常に生徒数も減っておるところで、若い人を呼び込んで復活を図っていくと、こういうような意識を持ってやっていくべきではないかと、そのように思っておりますし。何といたしまして、南国市は交通の要衝ということ

みずから言うておるわけでございまして、そういう意味では、この縦軸の東道路、横軸の55号線、これを中心とした沿道をどうのように土地利用を図っていくのかというようなことも、これもまた意識的にやっていかなければならないのではないかと。

そして、これはありきたりの考えかも知れませんが、農地はこれはもう圃場整備をこの際入れて、当然のことながら汎用化を図っていくと同時に、所有権の移転の問題はこれちょっと置いておいて、そうではなくて耕作という面からいうと、担い手に集積を図っていく。そして一方では農業の法人化を早くやっていく。この辺が一番南国市のおくれているところで、農機具の共同利用化、大型化はもちろんのこと、区画が大きくなりますので、こういう意味では大規模な農業機械によって効率化を図って農作業を効率化していく。そしてプラス近代的なハウス園芸、これで法人化も図って、民間の力、こういうものを導入して行って、そこで多くの人が農業分野でも働いていく。こういうことも図っていかなければならないのではないかと、それが将来の我々が描く農業像ではないかと。非常に効率の悪い、5反、6反、あるいは1ヘクタールに満たない方が何百万円もの農機具をそれぞれが持ってやる、今までやってきた非常に効率の悪いものを、生産法人をつくってそこが農機具を持ってやっていくとかいうようなことをやっていくと。そういうものを描いて、私は今回思い切りこの最後のチャンスと捉えて、これに個人負担は極力軽減をしてやっていきたいなあと考えております。

このことについては、またこの議会終了後にこの思いを議員の皆様にも私の考えも話して御理解を願って、できれば各地域においてそれぞれの議員さんがおいでになりますので、この圃場整備化にスピード感を持って、これをその中心にできれば議員さんもなっていただきたいなと、推進力になっていただきたいなと思っております。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実君） 西川議員さんの2問目の質問にお答えをいたします。

南国市が開発許可権限の移譲を受けまして条例を制定すれば、条例に明記されている許可要件についての開発許可申請があれば、高知県の開発審査会の議決を得ることなく、市が開発の許可の判断を決定をいたします。そして、開発許可がございましたら、建築確認の許可で建築物を建築できるというふうになります。

それと、あと圃場整備との関係ですけれども、現在本市が検討しております一定エリアってというのは、当然圃場整備を予定しているところは区域に含まないというふうなことで現在慎重に検討しております、ちゃんとした区域を設定をした後、住民説明会等で説明していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 6番西川潔君。

○6番（西川 潔君） 質問ではないです。お願いになるかとは思いますが、先月の11月30日に、都市整備課長もおいでしてくれまして、小蓮と定林寺の方に医大周辺の開発の説明会がありました。私も小蓮の役員から来てくれということで会に参加をしたわけですが、その折に出た意見の中で、なぜ学園の、高知大学の2キロ周辺に住居を建てる、住居とか飲食店とか下宿とかマンションのようなものも規制緩和の中へ入れるという話でしたが、そのときに医大の職員とか医者、先生とかというような話が出たときに、その参加者の中から、医大へ来る人たちは何も先生とか職員だけではないんだと、特権階級だけを認めるようなことをするのかと。たくさんその周辺には今度も血液センターも来るし、また新たな企業も来るようなこともあるんですけども。そのようなことを話が出たことで、これらのそういう医大に関係する方たちも一緒になったまちづくりが大切じゃないのかというふうなことが出されたわけですが、南国市の発展の礎になるわけですから、今度のこういう開発許可の条例を定めるときにでも、ぜひ県との交渉もあるし、なかなか障壁というか壁もあると思うんですけども、そのようなことも市長も含めて考えていただきたいと。これは私本当のことだと思うんです、医大の職員と正職員と教授だけが家が建てれるというのは、何かそれだけで町が成り立っているわけではないわけですし、当然の意見だったというふうに私はそのとき受けとめたんですが。その辺もよろしく願いしたいということと、それから来年12月の議会での条例制定っていうことになれば、実質的にもう一年を切っております。個人の土地を対象とするわけですので、非常にその土地の価値、このようなものも絡みまして、人の思惑が交わる世界になってまいります。大変な作業でございます。条例施行後も、施行前も、人員の配置も含めて十分な体制をとって事に当たっていただきたい。これは高知市では中核市として、この開発許可権限をもう県より移譲されてやっておりますが、そのときに高知市もこれにかかわる職員を倍ほどにふやして対応したっていう話を聞いております。そういう点からも、実は県に任していたときには意外と、県と南国市の住民というのは生活の中でそれなりの距離があるんです。ところが、市の職員がやるということになると、隣の職員が私が家を建てたいというて出いたのをだめだということになる。非常なそういうこのものが出てくる。今度異動したときにもほかの仕事への影響も出てくるというようなこともございますので、非常に厳格に、慎重に運ばなければならないことだと思いますので。以上の点をお願いをいたしまして、今議会の私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 大変大事なことでございますので、あえて御答弁申し上げておきたいと思えます。

西川議員言われた、特権階級と言われましたが、決してそういうことからの発想ではございません。それはそもそも、私が前にもお話ししたと思うんですが、脇口学長は南国市の乳児健診のときから実際にこちらへ来て、いろんな乳児健診のあり方等々について御意見もいただいて、非常に熱心に、南国市の地元の行政のことには積極的に、協力を惜しまないという方でございまして、乳児健診その他のことについて非常に御意見もいただいておりました。

そこで、学長になると、橋詰君、これは高知県が言いゆうことと、どうも違うんじゃないかと。何が違うかという、高知大学医学部を出た卒業した多くの方に高知へ残っていただきたいという強い希望を持ってあって、高知大学医学部はそういう方向で今まであらゆる機会を捉えてやってきたわけですが、どうも残ってくれんと。これは何か原因があるんじゃないかということいろいろ話をしてみると、あそこの生徒さんは、ほんの一握りの人は大学周辺の近いところへ下宿なり、アパートを借りて住んでおるけれども、大部分の人は一宮だったり、高知の市内だったり、大津だったり、後免にも何人かおるかもわかりませんが、そういうところから通っているわけです。ほとんど車で通っている。そういうことで6年間ですか、8年間ぐらい学んだことを、学ぶ過程において大学というものが近い存在にないといいますかね。例えば、あの周辺にたくさんの学生向けのアパートとかそういうものがあれば、いやが応でも近くだったら自転車で、あるいは飲食があれば学校が終わった後先生と、教授陣とちょっと一杯やりましょうというようなことでやる場所もできてくるし、そういう機会もある。そして、学問についてのいろんなことを語ったり、あるいは友人とそこで御飯を食べたりということ、そういうことの積み重ねが6年か8年かずっとある中で、やっぱり高知大学医学部の我々は生徒であるという感情がもっともっと強く生まれてくるんじゃないかと。そうしたことになる、一般的にも言われる学園都市的なものの中で育った生徒さんと、まるでサラリーマンのように、ずっと公共のあれはないですから、車で来てやってくるもとは違うんじゃないかと、そういうことを学長非常に言われまして。私とたしか2人で話し合っ、知事にこの辺のことを訴えようということが事の始まりでした。

ですから、高知県が行っていることを私は批判する立場には全くないし、それはそんなことも思ったことはないんですが、お金を出して奨学金的なものを出したり、研究開発に県が投資といいますか、そういうことをしてそれで高知へ残ってくれと、それはちょっと違うんじゃない

いかというのが学長の強い意見でもあったわけでした。そうしたことで、この周辺、学園都市としての岡豊地域であったり小蓮地域に住んでもらって、そこに住むとやっぱりコミュニティの中での一人の人間としての地域のつながりもできるということで、そういうつながりがないとどうも愛着というものは生まれれないという発想で、このたび県に物を申して、あそこを学園の町にしようということなんです。

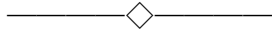
もう一つ言えば、機能としてはそういう環境面でも配慮した学園都市的なものをつくる。それから、あそこは私もこれ実は経験があるんですが、これは学校とも私は話し合わないかと思っておりますが、たくさんの患者の方がおいでます。それで、私がたまたま3カ月入院したんですが、そのときはなぜかしら、前にもこれはお話ししたかもわかりませんが、非常に幡多弁が耳に入るんですわ。つまり、西のほうの幡多地方の人がうんと来るがです。あそこには宿毛病院も、中村にも市民病院があるはずなんで、県立病院もあるはずなんですが、なぜか医大へ来て大きな手術は全部、全部じゃないですけど来るんですよね。それで、そうなる長期に付き添うわけです。そういうときに非常に困るのは、安価な長期滞在型の、これも要るんですよ。こういうものも大学病院には付随して、ないといけない。私と一緒に手術した子供がおりましたが、その人は徳島でした。徳島の医大へ行ったら、高知大学医学部を勧められて来たという方がおいででしたが。そういう方も、もう私はこれは急がないかと思うんですが、大学の中でも外でもいいんですが、周辺に長期滞在型の付き添いの方が安いあいで泊まれるところとかいるんですね、やっぱり。そういうようなこと、いろんなことでやっていけないといけない。

そして、当然のことながら、あの医大の今、中島宿舎ですか、中島の山畠宿舎、あそこにはもう店なんか何にもないですよ。どうせあの方たちは一宮のスーパーかどっかへ行きゆう、後免へ来ゆうかもわかりませんが、そういう機能を備えたものを整備しながら、将来は学園都市としての機能というものをやっていくことが非常に大事なことはないだろうか。そういうことでの今回の、南国市にとっては3度目となると思いますけれども、それぞれの市長さんがチャレンジして、3度目に何とか日の目を見たといいますか、の第一歩でございますので。地域の方にもそれは十分にわかっていただいて、そういうような意味で、大学があるとそれに関連する血液センターであり、葉屋さんであり、そういうものも当然のことながらそれへ張りついていくということでございますので。そういう意味でこれからまちづくりをしていきたい、このように思っておりますので、どうかひとつ御理解のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時57分 休憩



午後1時 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番前田学浩君。

〔11番 前田学浩君登壇〕

○11番（前田学浩君） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、地域公共交通のあり方についてです。

高齢者ドライバーが引き起こす交通事故がニュース報道でよく見られるようになりました。これも一つの超高齢化社会の悲しい現状だと思います。そこで、まず警察に調査していただき、南国市の後期高齢者の自動車免許保有数と、さらに85歳以上の自動車免許保有数をお聞きいたします。

免許の返納については後日質問があるようですので、私は公共交通のあり方について質問をしたいと思います。質問のきっかけは、近所で老老介護をされている方が、南国市の病院へ95歳の母親を連れていったんだけど病院に忘れ物をして2往復もした、タクシー代でレストランでごちそうを食べるぐらい使った、ということを知ったことがきっかけです。

さて、先日郵送していただいた南国市総合計画実施計画書にある公共交通網の整備を見せていただきましたが、とさでん交通の稲生～前浜線、いわゆるN1は本当に交通弱者のためのものでしょうか。日々見ておりますが、そうとは思えません。昨年の秋は選挙期間中、ほぼ毎日8時から17時まで定点観測をしておりましたが、バスに乗った方をほとんど見ませんでした。他方、稲生～前浜線は通勤通学を優先しているのであれば、朝夕だけでよいとも思われます。

まず、担当課長にこの稲生～前浜線、N1についての見解を求めます。

次に、とさでん交通の再建企画書にあった項目で、子供の利用者の増加というものがあつたと記憶しておりますが、その成果として実数はどのようになっているのでしょうか。先ほど話したように、選挙期間中は三和の片山にもおりましたが、三和と後免をつないでいるバス路線もほとんど乗っておりませんでした。これから、南国市の交通弱者を本当に守っていくのであれば、独自の展開をしていかなければならないと考えます。この独自の展開をしないといけないという課題に対して、担当課長はどのようにお考えでしょうか。

また、独自の展開の一つである、北部で実施されているデマンドタクシーの現状の評価はど

うでしょうか。さらに、その仕組みをアレンジされて平野部への展開が必要とも考えますが、その御意向はどのように展望されているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

市内中心部でコンパクトシティー化への計画を立てていると思いますが、例えば市役所南駐車場を中心として、8の字ルートでコミュニティバスかデマンドタクシーを配車できるようにすればどうでしょうか。

全国的に見ても、多くの自治体が公共交通の見直しを行い、実施しております。先ほどの総合計画の実施計画の中で、基本施策の方針では「協議の上、再編などの取り組みを進めます」と書いていながら、個別の計画では「路線の維持をします」という言葉が目立っております。また、具体的施策の中では独自性が感じられません。本当に市民、特に交通弱者は現在の路線の維持を求めているのでしょうか、担当課長の答弁を求めます。

次に、自治公民館の大切さについて質問をいたします。

交付税の成果枠が始まりました。今後、人口維持対策とかで成果を出した自治体には、交付金が優先的に振り分けられるようになるらしいです。多くの自治体は、人口維持などでは成果を出しにくい社会環境になっていることは、もはや自明です。

そこで、これから成果目標にもなると思われる医療費の削減については、自治体が優先順位の第1に取り組むべき課題だと思います。今回の議会前の勉強会でも、医療費はことし2.8%の伸びであると報告されましたが、これから2025年問題、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者に入っていくという宿命があり、全く油断を許されない期間が続きます。何度か医療費削減について議会でも質問をさせていただきましたが、今回は住民自治による健康づくりを自治公民館で行っている場合の市のサポート体制について伺います。

現在、自治公民館には、災害時の避難所になる館への施設改修などには補助事業ができましたが、震災時に避難所になることができない館への改修事業などの補助事業はないのではと思います。

先月、同じ会派の皆さん10人と宮崎県綾町に視察に行っておりました。この綾町は、まさに持続可能なまちづくりを住民と協働で行っている理想郷のようなところであり、多くの視察者が訪れております。ふるさと納税でも全国のトップクラス、スポーツ合宿ではJ1のチームを2チームも受け入れ、さらにユネスコエコパーク、有機農業を使った農業のまちづくり、たくさんの方の成功事例があります。また、ここ十年間で7,000人の人口がほぼ減っておりません。

そこで、町長のお話を直接聞き、懇親会もしていただきましたが、我々は驚くことばかりでした。綾町にとっては、町民にとってさまざまな施策は当たり前のことをしているだけという

回答でした。その中で、綾町の基盤が自治公民館活動によるまちづくりであることがわかりました。地域づくりの拠点が自治公民館なのです。改めて考えることもなく、結局基礎自治体を構成する最小の組織単位は自治公民館です。その機能を維持し、住民自治機能の向上を図るためにも、自治公民館の充実を図る必要があります。

災害時の避難所についても、綾町の後、熊本県の生涯学習推進センターで宇城市の中央公民館の避難所運営のお話を公民館長から聞きましたが、結局は避難所に指定されていない自治公民館に多くの方が避難されております。また、高齢者はさらにその割合が高いと話しておりました。そこには避難物資などを公民館長みずから配送していたというお話も聞きました。

協働のまちづくりのために自治公民館へのトータルのサポートを見直していただきたいのですが、ここはまず、医療費削減などに成果があるであろう、いきいきサークルを実施しているところには、要望があればエアコンの整備なども検討していただきたいと思います。ちなみに、先ほど御紹介しました綾町は、エアコン、シャワー室は当たり前と町長は言っておりました。もちろん月々の電気代などは、そのサークルの補助金で賄ってもらえることができると思います。

稲生地区では、西立石公民館が該当しますが、南国市ではいきいきサークルを実施している自治公民館は幾つあるのでしょうか。それらを真面目に運営しているところには、可能な範囲で備品の購入などに補助をしていただき、住民自治の機能向上を自治公民館から行ってもらいたいと思います。担当課長の答弁を求めます。

最後に、学校給食の過去データを活用した家庭夕食メニューの提供アプリの開発です。

近年、初等・中等教育の課題に家庭との連携があると思います。学力の向上は家庭での問題が多く、その問題の一つが生活習慣の中の食であると考えております。学校給食において、給食自体のレベルは上がっていると思われませんが、家庭での栄養バランスのとれたものは提供されていないのが現状です。

ここで、学校給食の過去のデータを活用して、保護者が日々困っている夕食メニューの提案ができるアプリの開発を提案いたします。これにより、子育て支援だけでなく食育の町南国市の復活につながることもできると思います。提案メニューは3種類ぐらいにして、登録者には自治体の広報も行い、子育て世代全般への広報メッセージツールとしてフル活用し、そしてアプリの改良によりカスタマイズできれば双方向のプラットフォームができ上がります。12月からサービス開始が始まった健康ポータル事業の発展系にもつながると考えます。

大阪府枚方市では、ホームページでの給食メニューの一覧のほか、クックパッドで学校給食のレシピを提供しているようです。中学校給食の提供機会に一步進んだ取り組みをお願いした

と思います。以前、南国市PTA連合会でお世話になりました高知大学の原田教授も、中学校給食が始まったら朝食に一品加えるなど、家庭の前向きな協力を引き出さないといけないとPTA連合会の広報紙に寄稿していただきました。

他方、大きな社会問題として農業問題、食料問題に対応する市民を育てるという意義も出てきます。日経サイエンス12月号では、地球を破壊することなく全ての人々を養うことができるかと大きな問いに、農産廃棄物と食品ロスをなくすことにあるというふうに言われております。よりよい社会をつくっていくために、よき市民を育てていかなければなりません。これは、何を今回の提案のアプリで実現できるかという、近隣の量販店などは夕食提供メニューを参考にして販売商品を効率的に並べていくことができるということです。多少時間はかかるでしょうが、食品の廃棄ロスにつながっていくことは想像できます。

また、文藝春秋11月号での小泉進次郎さんは、日本農業改造計画で、農業を守っていく中で消費者のレベルを高めることが重要だと言っております。これは、農協の中央会、奥野会長との対談形式で述べられているものです。その中で小泉進次郎さんは、頑張っている生産者を守る最後のとりでは消費者です。消費者の皆さんのスーパーやレストランでの日々の選択の積み重ねが、日本の農林水産業を支えるか、それとも衰退に導くか、実は消費者の選択が直結しているということを強く訴えたい。意思ある消費者と意思ある農業者がともに日本の食のレベルを高め合うのです、と彼は単に農協批判ではなく、踏み込んだ発言をされております。

食で重要なのは、自給率39%をターゲットにするのではなく、食品の廃棄ロスをなくすなどトータルでの食の自律が大切なんだと私は思います。今回のアプリ開発は提案がメインの質問ですので、環境課長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） 前田議員さんの地域公共交通のあり方についての御質問にお答えいたします。

まず、75歳以上、85歳以上の運転免許保有者数につきましては、年齢区分の関係上、10歳刻みとはなりますけれども、本年10月末現在で市全体の免許保有者数3万2,733人に対しまして、70歳以上が4,928人、80歳以上は1,288人という状況でございます。

本市では、平成24年6月に策定をしました生活交通ネットワーク計画に基づき、市内に独自のバス路線として植田～JA高知病院線、前浜～JA高知病院線、医大～久枝線の3線を走ら

せております。また、北部中山間地域におきましては、デマンド型タクシーの運行地域を順次広げ、平成26年10月以降、北部中山間地域全域での運行を行っております。

この乗り合いタクシーの現状評価ということでございますけれども、平成27年10月から平成28年9月までの1年間の利用者数は延べ349人、運行便数で300便となっております。利用件数は決して多い数字ではございませんけれども、地域の方々からも認知をされ、地域住民の公共交通の需要には一定程度応えられることができたものと考えております。さらに、費用面におきましても、予約による運行分のみを経費補助で賄っております、また国庫補助路線とすることで必要最小限の費用で路線が維持ができていますものと考えております。

次に、前浜から稲生、緑ヶ丘を経由しまして高知市中心部に入ります路線、前浜・パークタウン線につきましては、市町村をまたぐ地域間幹線系統路線でありまして、国庫補助路線となっております。この路線の利用者数につきましては、ICカードの利用者数の集計ではございますけれども、本年4月から6月の平日の61日間で見ますと、1日平均で165人の利用、片道1便当たりで13.8人の利用となっております。

前田議員さんからは、朝夕だけの便でよいのではと御意見をいただいたところでございますけれども、本線は緑ヶ丘地区も経由をしております、南国市民の利用者数は多い状況でございます。また、高知市との地域間幹線系統路線であることから考えまして、ダイヤ等も含め、現状の路線は維持していくべきものと考えております。

とさでん交通の事業再生計画につきましては、事業再生計画の中で利用促進、増収施策の一つとして子供利用促進が位置づけをされております。具体的には、夏休み等の長期休暇に定額で乗車ができるバスキッズ定期券の発行や、これに連動したイベントなどが開催をされております。この成果としましては、ICカードの集計で、平成28年度上半期におきまして子供の利用者数は延べ5万649人で、前年同期比較で1,069人の増加になったと報告を受けております。

最後に、市内の公共交通体系の見直しにつきましては、今後さらなる住民要望に添えていくためには、前田議員さんが言われるとおり、単なる現状路線の維持だけではなく、乗り合いタクシーの拡大も含め全体の公共交通体系の見直しが必要な時期にあると認識をしております。現在、コンパクトシティーに向けた立地適正化計画の策定の議論も進んでおりまして、こうしたまちづくりの計画とも整合性をとりながら、公共交通に関する市の方向性を定めていく必要があると考えております。

前田議員さんからは、8の字ルートでコミュニティバスの運行をしてはという御提案もいただいておりますが、発着の拠点をどこにするかについても今後議論していく内容であります。

県中央地域におきましては、平成30年10月を目標に、段階的にバス路線の再編を進めていく計画であります。現在、とさでん交通、県、関係市町村との間で協議が行われておりまして、こうした広域の路線の再編の動向にも注視をしていく必要があります。したがって、現時点では、明確な方向性という形ではお示しすることはできませんけれども、地域公共交通の現状や課題の整理を行いまして、平成29年度には本市の公共交通ネットワーク全体をいかに一体的に形づくり、持続させるかについて地域公共交通網形成計画を策定しまして、とりまとめることを予定しております。この計画策定の過程におきまして、南国市地域公共交通会議において議論をしていただくことにしておりまして、この議論の中で冒頭の免許返納者への支援策も含めた、交通弱者の足をどう確保するかについての検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、自治公民館についての御質問にお答えをいたします。

自治公民館につきましては、集落単位で運営管理がされております施設として、地域集会所と読みかえてお答えをさせていただきます。

地域集会所につきましては、南海トラフ地震への災害にも備え、また集落単位での住民同士の支え合いやつながりを維持していく上で、市立の地区公民館と並びましてコミュニティーの拠点となっておりまして、地域の重要な施設であると認識をしております。また、各地域ではいきいきサークルの活動など、健康づくりや介護予防などについても、この地域集会所を拠点に実施がされているところでございます。

前田議員さんから御紹介のございました宮崎県綾町では、町内22の集落単位に自治公民館組織があって、この公民館を拠点として住民みずからまちづくりやものづくりを考え、実践し、行政と自治公民館組織が車の両輪となってまちづくりを推進しているとお伺いしております。本市におきまして、第4次総合計画におきまして、基本目標5、協働、連帯のまちとしまして、市民と行政の協働体制の構築を掲げておりまして、地区公民館単位ではございますけれども、行政と地域をつなぐ集落支援員を配置することによりまして、地域の課題の解決やまちづくりについて、市民とともに考える仕組みづくりに取り組んでおるところでございます。

地域集会所への行政の支援ということでございますけれども、現在、各集落の自治組織に対しまして、所有の集会所につきまして建築年、そして運営・管理の状況、修繕の必要性等の調査を今実施をしている段階でございます。この結果が間もなくまとまる予定でございます。この結果をもとにししまして、財源等も考慮しながら、既に実施しております耐震改修に対する補助制度とも整合性もとりながら、行政としてどこまでの支援ができるかについて検討を行っている状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 前田議員さんからの御質問にお答えいたします。

住みなれた地域でみずからが介護予防のための活動をしていますいきいきサークルは、現在市内で46サークルでございます。サークル活動の際には、必ずわかガエる体操が実施されております。高齢者の健康づくりとひきこもりの防止に効果的でありまして、市といたしましてもその活動を支援しているところでございます。

御質問の中での、サークル活動が行われている公民館へのエアコン設置の支援についてであります。市には高知県の補助事業に合わせた住宅等改造支援事業という制度がございます。この事業は、高齢者の在宅福祉施策の促進を図ることを目的としており、メニューの一つに団塊世代の定年退職者及びシニア世代がスタッフまたはボランティアとして参画することで生きがいつくりの推進となるような取り組みを構築する団体が活動する拠点となる場所を、高齢者にとって安全かつ利便性にすぐれたものへ改修することに支援をするというものでございます。空調設備の新設は補助対象になりますが、自己負担も必要でございますので、制度の詳細な部分につきましては担当の介護保険係までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 前田議員さんからの御質問にお答えをいたします。

近年、食を取り巻く環境や食生活の変化により、家庭における食が変わっていることは御存じのとおりです。そのような中で、生涯にわたり食を大切にし、食の自立を目指していく上で学校給食の果たす役割は重要になってきております。学校給食では、栄養バランスのとれたメニューであることはもちろんのこと、地産地消によるメニューや郷土食を取り入れたメニューを提供しております。給食の献立表は、毎月全家庭に配布しておりますが、そのレシピについては余り知られてないのが現状です。

前田議員さんからは、健康ポータル事業を進める中で、学校給食の過去データを活用した家庭夕食メニューの提供アプリの開発という御提案をいただきました。家庭で夕食の献立に悩んだときに、アプリ等を活用して給食のレシピを知ることができれば、手軽に夕食の献立に取り入れることができるかとも思います。また、家庭で食についての話題も広がり、子供の食への関心も高まっていくことと思います。保護者へのレシピの提供につきましては、今後健康ポ-

タル事業やアプリ活用が可能かどうか、また大阪枚方市の例も参考にさせていただきたいと思
います。

いずれにいたしましても、食育は学校だけでは行えないので、学校給食と家庭の食をつなぐ
新たなアイデアをいただきましたので、中学校給食のスタートということも契機として、今後
の食育の取り組みへの参考にさせていただきたいと思ます。

○議長（西岡照夫君） 情報政策課長。

〔情報政策課長 崎山雅子君登壇〕

○情報政策課長（崎山雅子君） 前田議員さんの学校給食のデータを活用した家庭夕食メニュ
ーの提供アプリに関する御質問にお答えいたします。

市民の皆様にご飯をつくる上で参考になるレシピを御紹介することについては、教育次長の
答弁にもありましたとおり、食育の面から、そしてまた子育て支援、健康づくり、地産地消な
どさまざまな面から大切なことだと考えております。

実際に、ホームページに給食を初めとするレシピを公開している自治体も少なくありません。
南国市においても、特産品を使ったレシピや農家レストランのレシピの公開について、関係課
の職員で組織するホームページ運営委員会で検討し、進めているところでございます。そのほ
か、ホームページには食生活改善推進員のレシピも掲載していますが、今後も学校や保育所の
給食など、公開できるものについては積極的に公開してまいります。

レシピを公開して、御質問にありましたような効果を上げるためには、使いやすい、また利
用者が知りたい情報が探しやすい状態で提供されているということが重要で、そのことを踏ま
えてアプリ開発の御提案をいただいたものと思ます。御質問の中にありました民間ウェブサ
イトのクックパッド、大変ユーザー数の多いウェブサイトで、私もよく利用いたします。学校
給食のコーナーもあり、きょうの段階で3,664の給食レシピが公開されています。なぜクック
パッドのユーザーが多いのか、いろいろな御意見があると思ますが、スーパーの特売品や家
庭にある食材で手軽においしい食事をつくりたいときに利用するケースが多いのではないかと
思ます。食材を入力して検索するだけで材料、調理時間、調理の方法、また実際に食べてみ
た感想など、利用者が欲しい情報が掲載されている、利用者の視点に立った内容だというこ
が理由として上げられると思ます。このウェブサイトは誰でも情報を掲載することができま
すので、積極的に利用することで量販店の商品選択、南国市の特産品の地産地消・地産外消に
もつなげていけるのではと思ます。あわせて、ホームページにも学校給食などのレシピを掲
載、市民の皆様が利用しやすいような提供の仕方を検討してまいります。

南国市健康ポータルは、市民の皆様に御自分の健康管理のために使っていただける基盤としていく予定で、利用者の年齢などに適した情報をプッシュ型でお届けできる機能を備えております。12月から開始いたしましたのは、その中の母子健康情報サービスで、主に妊娠期から小学校就学前のお子さんの南国市で受診した健診や予防接種情報などのデータを連携、御自分で入力していただく育児日記とともに、保護者の方にスマートフォンで管理していただくものですが、子育てに関する市からの情報発信にも利用できますので、離乳食や保育所のレシピも情報としてお届けする予定です。また、本年度構築予定のお薬情報の仕組みにより、利用者層も多様化すると思われるので、利用者に合わせて情報発信を行っていく予定で、例えば健康メニューといった載せ方も考えられると思います。

今後、市民サービスの充実や効果的な情報発信を検討する上で、スマートフォン向けのアプリの有効活用が重要な要素になってまいります。使いやすいアプリの提供だけでなく、利用者の視点に立って民間アプリの活用などについても御提案をいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 11番前田学浩君。

○11番（前田学浩君） それぞれ御丁寧な答弁をありがとうございました。

まず、公共交通についてですが、今後とも本当に困っている市民、交通弱者にとっての見直しを市独自で行っていただくようお願いいたします。

次に、自治公民館の大切さについてです。原課長の話された県と市の事業を知らなかったこと、大変失礼いたしました。

さて、けさの高知新聞で、土佐町の社協の取り組みである「福祉で地域づくりを」という特集記事が大きく掲載されてありました。その記事でも書かれておりましたが、国は要介護者の在宅生活を促す方向にシフトする中で、住民同士が高齢者を支える地域づくりが重要になるというふうに書かれておりました。ここで言う地域とは、またここで言う地域づくりとは、結局のところ自治公民館で、その自治会の住民が主体となった取り組みになるというふうに思っております。今後とも福祉に限らず、防災も含め、市民との協働の場づくりをぜひ自治公民館で行ってほしいというふうに思います。

最後に、アプリの開発ですが、大変丁寧な答弁をありがとうございます。

ちょっと余談になりますが、これまでの社会の富の源泉というのは労働力であり、土地などであったと思います。しかし、今月の南国市の「広報なんこく」では、実に4ページも使って

AIの企業が紹介されておりました。今後の富の源泉というのは、AIとかIoTになっていくのではないかというふうに考えております。これこそが地方のハンディキャップを埋めるものだとも思うのです。革新的な技術・サービスが富をもたらせ、雇用を生みます。今回のアプリ開発がそれに結びつくかどうかわかりませんが、市として新たな世代、つまりデジタルネイティブな世代に向けて、市はAIとかIoTをやっているよという基盤づくりを進めていくことこそが重要であると思います。今後、さまざまな市民との協働を情報政策の面からも進めていただくようお願いいたします。

以上で質問を終わります。答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） 前回定例会に引き続き、今定例会におきましても、初日最後の質問者として市民の方々の声を届けますので、お疲れでしょうがよろしく願いいたします。

1問目は、医療費助成についてお尋ねします。

最初に、子供のインフルエンザ予防接種の無料化について質問します。

私が義務教育のときには、何十年も前ですが、また私の子供が義務教育のときにも、インフルエンザの集団予防接種が無料で行われていましたが、平成6年から任意予防接種になったそうで、孫たちは上が1回、下が2回接種するのですが、1回3,000円で2人で9,000円かかるということです。多くの保護者の方からも、学校でうつったら大変なので予防接種をさせたいが保険がきかないので負担が大きい、市が支援してくれないだろうかとよく言われます。予防接種をすれば、罹患したときに重篤化を防ぐことが可能です。高熱が続き、中耳炎を併発したり、脳症などの重い後遺症を残さないためにも、無料化の実施を図れないでしょうか。費用はどのぐらい必要なのでしょう、お聞きをします。

次に、18歳までの医療費の無料化についてお尋ねします。

市民は、橋詰市長の中学卒業までの医療費無料化施策により、成長期の子供たちの健康を守る直接支援となり、とても助かっていると言っています。また、平成23年から始まった小学校卒業までの医療費無料化でも、試算されていた医療費よりも低い給付の実績が示されました。無料化にしたら安易に病院にかかり医療費がかさんでくるという声がありましたが、実際には重篤化する前に診察を受けることで治療期間も短く、治療単価も低くなりました。全国でも、子供の医療費無料化が進んでいる自治体ほど医療費が低くなるという医師からの報告がされています。また、子供の医療費を窓口無料にしている自治体に対し国保の国庫補助を減額するべ

ナルティーは、国の少子化対策の方針に逆行し、地方自治体の取り組みを阻害するので、強く廃止を求める要望書が全国知事会、全国市長会、全国町村会の連名で出されています。

11月17日には、新婦人、医療福祉生協連、民医連、保団連から成る子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワークが8万人分の署名を携え、塩崎恭久厚生労働大臣に要請を行いました。大臣は、子供の医療費を何とかしてほしいというお母さん方の願いは理解している。中学3年生までの無料化は8,000億円という試算もした。ペナルティーについては自治体からの声も届いており、年末に向け、見直しも含めて議論を詰めていきたい、と話しています。現在実施されているペナルティーの廃止は、90億円でできるのです。

高知県内34の自治体中、31の自治体で中学卒業までの無料化が、通院・入院とも所得制限・自己負担なしで実施をされています。県下はもとより、全国でも子育て支援の医療費無料化は拡充されつつあります。市は、2017年度より中学校給食も開始の予定で、県下でも子育て支援に力を注いでいる自治体ですが、さらなる支援として保護者から18歳までの医療費無料化を求める声が多く上がっています。全国では、1,094市町村、58.2%で実施をされています。18歳までの無料化で県下一の子育て支援の自治体を目指してはどうでしょうか。また、その経費の試算ではどのぐらい必要になるのでしょうか、お聞きをします。

2問目は、介護事業についてお尋ねします。

まず、新総合事業の役割についてです。

市は、ことし3月から新総合事業を始めました。要支援1、2と認定された548人中、300人ぐらいの方がサービスを受けておられます。3月の定例会のときにお聞きした内容では、要支援1、2の介護保険事業のときと変わらないサービスが提供されており、ふぐあいな事例はないとのことでした。新総合事業の目的は、各地域の実情に応じた多様なサービスを多様なサービス提供者が実施をするというものです。まるでサービスがふえるような感じの物言いですが、実質は国の事業から外されて、事業者に入る介護報酬が引き下げられ、現在の8割に減らされてしまうということです。これでは介護事業所は運営が成り立たず、撤退せざるを得ません。その結果、無資格のボランティアなどによる支援になっていくのではないのでしょうか。

安全を考え、利用者の住まいの身体的状態と環境に合わせた介助は、専門的な資格を持ったヘルパーでこそ行えるものです。高齢者の4人に1人が認知症か認知症予備群だと言われている現在、早期にそれに気づき、必要なケアにつなげ、進行を防ぎ、改善させるというのも介護の専門性がなければ無理です。専門職によるサービスを取り上げれば、支援を必要とする利用者の重度化が進み、その結果、介護離職もふえ、財政の悪化を招きます。また、国は総合支援

事業の限度額を要支援1を基本とするとしていますが、そうなると要支援2の人は今までの半分の支援しか受けられなくなってしまいます。削減ありきの施策ではなく、あくまでも個人個人の状況に応じたサービスを提供することを基本とすべきだと思いますが、いかがでしょうか。お聞きをします。

次に、福祉用具の効能についてお尋ねします。

安倍首相は、参院選後初の所信表明演説（9月26日）でも介護の拡充と言いましたが、実際にやっていることは介護保険を利用できる対象者を大きく狭めていく大改悪です。厚労省は、来年の介護保険改定でさらに要介護1、2の給付外し、福祉用具の自己負担化を示していましたが、180を超える地方議会の意見書や介護福祉事業者、利用者団体など反対世論の広がりにより今回は見送る方向を示しましたが、介護度に応じた自己負担増や介護報酬の削減でサービスを抑制する方向です。

介護認定をされている高齢者は、自分だけの力で立ったり座ったり歩行することが困難な方が多く、無理をすればバランスを失い転倒してしまいます。転倒は骨折という事態を招き、身体機能のさらなる低下につながってしまいます。歩行補助づえや歩行器、手すりなどの福祉用具の使用で転倒を防ぎ、自力で移動することができます。また、歩行や座位が困難な場合は、介護ベッドや車椅子を使用することで自力で姿勢を保ち、移動することができます、トイレに行くことも可能です。福祉用具の利用は、自宅で自立した日常生活を送ることができるのです。それがなければ、誰かの手をかりなければならず、家族の介護離職にもなります。国民年金では、月3万円から4万円の収入という高齢者の方が多く、介護保険の適用でなければ福祉用具のレンタルは経済的に困難です。福祉用具貸与は自立支援を維持するために非常に重要なサービスです。福祉用具が使えなくなれば、転倒もふえ、日常生活で今できている動作もできなくなり、介護度は重度化すると思われませんか。お聞きをします。

3問目は、来年度住民税の特別徴収に係る事業所送付の通知書に、マイナンバー（個人番号）を記載しないことについてお尋ねします。

昨年の12月議会において、議案第1号平成27年度南国市一般会計補正予算のうち、一般管理費の中の電子自治体推進事業費中、社会保障・税番号制度中間サーバー負担金640万4,000円について質問をしました。マイナンバー制度の運用を一手に担い、多額の税金が注ぎ込まれながら運営の不透明さが指摘されている総務省の天下り法人、地方公共団体情報システム機構J-LISに納める負担金です。通常の業務契約であれば、自治体は入札や審査で妥当な金額の業者と契約を結びます。しかし、マイナンバーにおいては、J-LISのほかに選択肢はなく、

一方的に示された契約額を払うしかなく、今は顔写真、個人番号、住所、氏名、性別だけが入力されているマイナンバーですが、今後健康保険証との一体化などの利用拡大が狙われています。こうした利用拡大が進むたびに、J-LISに多額のお金が入る仕組みになっています。

この質疑をした2日前には、大阪府堺市の全有権者約68万人の氏名、性別、生年月日、住所のデータを堺市の会計室課長補佐の男性職員が持ち出し、個人で契約したレンタルサーバーに閲覧可能な状態で保存をしていたものが、インターネット上に流出されました。その前にも、ほかの自治体でマイナンバーの事業委託の収賄事件が相次いでいたのです。

赤ちゃんから高齢者まで、国民一人一人に割り振られた管理番号は生涯変わらないそうです。今は少ない情報のマイナンバーでも、カードのICチップには週刊誌1冊分の情報が保存できます。初期の段階でもマイナンバーを取得しておけば、随時運用拡大され、蓄積されていく情報を入手することは可能なのです。幾ら堅固なセキュリティーシステムでも、ハッカーと呼ばれる人たちはそれを解いていきます。組織内外から情報の流出が起こっている現状の中で、業者の中には従業員の番号を預からない、また従業員の方から番号提出を拒否している事例も少なくなく、安全管理義務の負担と厳しい罰則を避けるために番号を扱わない選択をした中小事業所も存在します。

市には、4万8,000人市民のマイナンバー流出の場合、市民にきちんと賠償ができるのでしょうか。市に導入をさせている国にそれを求めてくださるのでしょうか。中小零細業者でも、責任をとらなければならないからと考えています。そういう覚悟で国策マイナンバーの導入に準じておられるのでしょうかという質疑に橋詰市長は、我々公務員は守るべきことは守らなければならない。公務員には当然守秘義務がございますし、今回のマイナンバー制度におきましても、絶対という言葉を使いたいんですが、漏れないように安全策をとっておると判断しておりますので、同時に漏れた場合の責任は市長以下に当然ございますので、その責任は全責任を市長が負うという建前で行くべきだと思っておりますと答弁をいただきました。それから後は、人にマイナンバーのことを聞かれたら、南国市民は市長がまどうてくれるから大丈夫と答えています。しかし、従業員に迷惑をかけることを危惧し、番号を預からなかった事業主の選択も尊重されるべきです。来年度の住民税を特別徴収するため、事業所に送付する通知書に個人番号、マイナンバーを記載することは個人情報扱わない事業所の選択や、従業員が事務所への番号通知を望まないことを、無視、否定するものであり、憲法で保障された基本的人権を侵すものです。市には、そういう人権無視の措置を行わないことを求めるものです。答弁を求めます。

以上で1問目を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長 岩原富美君登壇〕

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 村田議員さんの子供のインフルエンザワクチン接種費用の無料化についてお答えいたします。

過去におきまして、インフルエンザは感染経験の少ない子供がかかりやすく、感染拡大の源である学校で抑えることができれば、社会全体の流行拡大が阻止できると考えられ、学校において集団接種が行われておりました。現行のインフルエンザワクチンは、ほかの予防接種とは異なり、直接の感染を防ぐ力はなく、社会全体の流行を阻止し得る積極的なデータがないことから、子供のインフルエンザワクチンは平成6年に予防接種法の対象から除外されました。現在は重症化の予防の観点から、個人や家族、所属集団など身近なところでの、個人防衛のための予防接種として任意接種に位置づけられております。冬場は、インフルエンザや風邪などで子供の医療費が膨らんでいることは十分認識しておりますが、予防接種だけでは感染を防止できませんので、接種することでどれぐらい医療費が下がるかどうかということにつきましては、さまざまな考え方、意見もあり、不確かなところ です。

インフルエンザにかかった場合、ワクチンを接種した人は軽症で治りも早いと言われておりますので、接種を希望される方は副反応などについても十分御理解いただいた上で、受けていただきたいと考えておりますが、直接の感染を防ぐものではありませんので、手洗いやうがい、体調管理、人混みを避けるなど、さまざまな予防行動を徹底していただくことも大変重要です。

子供のインフルエンザワクチンの定期接種化については、国で検討が重ねられた結果、平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告書において、現行の方法によって子供に接種した場合の有効性には限界があり、希望する場合に任意の接種として接種が行えるのが適当であると結論が出されております。市が任意接種である予防接種に対し無料化や助成を行うことは、市がその予防接種を積極的に勧奨することになり、助成開始に当たっては、医師など専門家を交えて十分な検討を行う必要があります。予防接種は、単純に子育て世帯への経済的な補助と考える以上のさまざまな問題を含んでおりますので、公費で負担し推奨していくためには、予防接種法に基づき、実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視してまいりたいと考えております。無料化については、現段階では難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、無料化を実施した場合の費用の試算といたしましては、高齢者のインフルエンザの接

種費用を現在県医師会と自己負担なしの場合4,243円で結んでおります。これを参考といたしまして、仮に4,000円といたしまして、13歳までは2回接種が有効ということですので、12歳までの子供の数5,178人に2回4,000円で接種した場合、また接種率を80%と考えた場合、3,313万9,200円ということになります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 村田議員さんの御質問の医療費18歳までの無料化についてお答えいたします。

まず、今後18歳まで医療費を無償化した場合の経費につきましてお答えいたします。平成27年度、16歳から18歳の国民健康保険加入者の方が医療機関にかかった費用を算出しましたところ、約450万円となっております。社会保険加入者の方は国民健康保険加入者の約3倍であることより、16歳から18歳の方が平成27年度必要であった医療費を単純に計算しますと約1,800万円となります。今後、18歳までを無料化した場合、市の単独事業として約1,800万円ほどの費用が必要になると考えられます。当然、この金額につきましては、人口動態などさまざまな要因を考慮し、今後精査していく必要があると考えております。

児童に対する、県下における医療費無料化につきましては、今年度途中で小学生までを対象とした高知市以外は、全ての市において15歳までを無料化しております。また、安田町、馬路村、本山町など幾つかの町村では、18歳までの無料化を実施しております。18歳までの医療費無料化につきましては、他市の状況を注視しながら、他の子育て支援事業とあわせて検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 村田議員さんからの介護保険にかかわる御質問にお答えいたします。

市は、介護予防・日常生活支援総合事業を3月から開始いたしました。総合事業の対象になる方は、要支援の方及び事業対象者になりまして、総合事業でのサービスは第1号事業と言われる訪問型及び通所型のサービスなどであります。これらのサービスは、地域包括支援センターのケアマネジャーが行う自立支援に重点を置いた介護予防支援、もしくは介護予防ケアマネ

ジメントによって、サービスを利用していただいております。

市は、制度改正になる前の平成23年度から地域ケア会議に取り組み、自立支援に重点を置いたケアマネジメントを進めてまいりました。平成27年に改正されました制度下では、サービスの枠組みや利用者の負担が大きくなるなどの変更はございますが、自立支援に重点を置いた取り組みに対する考え方は全く変わっていないところでございます。あくまでも適切なマネジメントによる適切なサービスを受けていただくことにより、高齢者ができるだけ自立した日常生活を送っていただくことを目指してございまして、在宅サービスでの給付費の増減につきましては、それについてくる結果ではないかと思っております。

続きまして、福祉用具に関する御質問にお答えいたします。

福祉用具につきましては、利用者の日常生活における自立支援や負担軽減を図るサービスで、レンタルによるものとレンタルになじまない用具の販売によるものがございます。どちらにいたしましても、福祉用具を利用されている方々にとりましては、自立した生活を送っていただくために必要なものでございます。

福祉用具も含めましたサービスのあり方につきましては、第7期の介護保険事業計画に向けまして、厚生労働省の社会保障審議会の中の介護保険部会で検討されていることは十分承知をしております。部会での意見を見ましても、委員の方々は福祉用具の役割を認識されていると思っております。

市といたしましては、福祉用具に限らず制度改正などに際しましては、その趣旨や目的及び内容を十分に理解しました上で、必要でございましたら市長会などの機会を通じて要望していくことも考えてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 税務課長。

〔税務課長 山田恭輔君登壇〕

○税務課長（山田恭輔君） 村田議員さんの、個人住民税特別徴収義務者用の税額決定・変更通知書における個人番号の記載に関する御質問にお答えいたします。

個人住民税特別徴収義務者用の税額決定・変更通知書における個人番号の記載につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項及び地方税法施行令に規定する通知様式の改正に基づき、29年度以後の個人住民税に係る通知書に適用するようになっております。この番号法第19条第1項により、個人番号利用事務を実施するために個人番号利用事務実施者、すなわち市町村等は個人番号関係事務実施者たる特別徴

収義務者、すなわち事業者に番号を提供することができることとなります。また、番号制度に係る地方税分野の業務に関しての質疑におきまして、事業者からの提出のあった給与支払い報告書に記載された個人番号の記載ミス、あるいは未記載であったとしても、一部をアスタリスクなどで表示することなく正しい12桁の個人番号を税額決定・変更通知書に記載する旨の回答が示されております。これらのことにより、本市におきましても、29年度から特別徴収義務者の税額決定・変更通知書に個人番号の記載を行う予定でございます。

個人番号利用事務を実施する際には、個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得た個人番号を自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供したり、または盗用した場合は、厳格な罰則規定も設けられていますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） それぞれに御答弁をいただきましてありがとうございます。

インフルエンザの予防接種ですが、今までの経過の中で任意接種が妥当と平成17年の会議でも位置づけられたということです。それはそういう予防接種法にかかわることの中では、そういうことになったかもわかりませんが、やはり保護者たちは子供の罹患したときの状況を少しでも和らげたいために、予防接種を望んで行っている人が多くおられます。しかし、保険もきかないということで、非常に負担が大きい。何とか市のほうに助けていただけないかということをよく言われています。その声が多く聞かれているがです。子供だけの接種では、子供に接種を受けさせず家庭でも子供だけではやはり、親も外から持ち込んだりしないように、親、その家庭全体で保護者も接種をしています。やはりその負担を考えると、1万5,000円とか1万8,000円とか、また子供の人数が多ければ多いほど負担が大きいです。子供たちが健全に後遺症などを引き起こさないで育ててもらい、それは南国市にとってもとても大切なことだと思います。何とか少しでもその負担を、全額ではなくても少しでも助成をできるという方法はないのでしょうか。

18歳までの医療費の無料化は、私がとったデータは平成27年のものだったので、まだ進んでいるんだなということが今の答弁でわかりました。やはり、どこの市町村も子供を育てていくために努力をされている、子供の医療費窓口負担なしで行われているところがほとんどですが、それに対して国がペナルティーをかけています。けれど、先に窓口で払う2割、3割のお金を用意することはなかなか大変だから、だからこそ無料化にしているのもあって、その窓口負担

にペナルティーをかけるということは、それはやはり国が子育て支援を言っているのに、そのことに逆行している行いだと思いますので、全ての自治体の長からの要望もあり、国のほうも検討をしているようですので、今より悪くはなっていないと思います。そのことを踏まえて、もしそのことがなくても自治体のほうがこれぐらい子育てに、医療費の無料化に力を注がなければいけないんだっていうことを示していくっていうことは、そのことで国を動かしていくということもありますので、やはり前向きに検討をしていただきたいと思います。

総合事業のことについてなんですが、元厚労省老健局長の堤修三さんが、「介護保険のサービスを受けられる要介護支援認定を受ける者は75歳以上では31%ですが、65歳から69歳では3%にすぎません。それでも、65歳以上の者は将来要介護、要支援になったら介護サービスを受けられると思い、保険料を払っています。ところが、2015年度から実施された介護保険の改正では、特別養護老人ホームの入所対象者が原則要介護3以上の人限定されました。また、要支援の人に対する訪問介護とデイサービスの予防給付を廃止し、市町村の事業に移行させます。このように、介護保険サービスの給付の範囲がどんどん縮小されていけば、真面目に保険料を払った人が介護保険サービスを受けようとしても、受けられない場合が出てきて、だまされたと思うに違いありません。社会保険は、国と国民との約束なのです。国が約束を守らないということは、国家的詐欺だと言われても仕方がない。」とされています。また、給付と事業では違いがあり、権利として保障される給付は予算が足りなくなれば補正予算を組んでも行わなければなりません、事業は権利として保障されず、予算がなくなればサービスが打ち切られることもあり得るということですが、市にはそのような対処をしないように国家的詐欺の片棒を担ぎ、介護難民を出すことのないように対処されることを求めます。

福祉用具を使用することの意味については、第7期の介護保険計画においても、委員の方々に認識をされているということで、必要であれば市長会などを通じて要望もしていきたいということですので、ぜひその方向で、福祉用具が介護保険の給付のまま使用ができるように働きかけてください。

それから、このマイナンバーのことなんですが、記載を行う予定と言われました。南国市では、特別徴収事業所は4,078というふうに記載をされていましたが、その方々は、結局住民税を納めていただくことを、市の業務を代行してくれているということだと思います。市税徴収に協力してくれているのに、従業員に対して責任が持ち切れない、だから従業員から預かっていない、また従業員の中にもやはり預けたくない、そういう思いでマイナンバー扱っていない事業所に対して、それを届けても構わないのでしょうか。それも本人からマイナンバーが知

らされていないのに、たとえ事業主であってもそれを使用するという事は、それはこの番号法の中で罰則に値することではないのでしょうか。

また、ある国民健康保険組合が組合員向けに出したお知らせによると、個人番号を被保険者から提出してもらわないでJ-LISから直接提供を受けるとしているそうです。市民の関係がなくても、官官で独自に運用できるのであれば、事業者が民として重大な責任を負って番号法の運用を行う必要はないと考えますので、やはり事業所に出す通知書にマイナンバーを記載する必要はないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩原富美君） 村田議員さんの2問目にお答えいたします。

接種費用の一部でも助成の方法はないかということでございますが、定期接種と任意接種では、健康被害が起こった場合の補償には大きな差がございます。任意接種の場合は、保護者の方が十分考慮の上、予防接種を受けられるということであろうと考えておりますが、助成があるということになりますと、安易に接種を受けてしまう、こういう場合もあり得るかと思えます。

接種に関しましては、先ほど答弁もいたしましたとおり、専門家、また医師などとの十分話し合いも必要となっておりますので、またすぐの接種の助成ということは、現段階では難しいと考えております。国のほうの動向、これを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（原 康司君） 村田議員さんから介護難民を出さないようにということでの御意見をいただきましたが、市といたしましては、今、支援を必要とされている方につきましては、もちろんこれ以上介護というふうに、悪化しないように。そしてお元気な高齢者の方にはできるだけ支援、介護が必要でないような、そういう健康づくりの取り組みを進めていくということが、市として最も取り組むべきことではないかと考えておまして、そちらのほうの施策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西岡照夫君） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔君） 村田議員さんの2問目の質問にお答えさせていただきます。

特別徴収義務者たる事業者の皆様におかれましても、番号法第9条第3項の規定におきまして、個人番号利用事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができることとされておりまして、特別徴収義務者の税額決定・変更通知書により提供を受けた従業員の個人番号につ

いては、地方税に関する事務以外に利用することはできないということになっております。

また、特別徴収義務者用の税額決定・変更通知書により、従業員さんの個人番号の提供を受けることをもって、特別徴収義務者における個人番号の取得が免除されるわけではなく、個人番号を取得できていない従業員さんにつきましては、引き続き個人番号の取得に努めていただく必要がございます。

これらのことにつきまして、特別徴収義務者の事業所の皆様に御理解と協力を得ることが必要と考えておりますので、税額決定・変更通知書の送付の際には、個人番号の取り扱いについて記載した文書を送付して周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 特別徴収における事業所のそれは権限ということですか。従業員の人がそのマイナンバーを取得したくなくて取得していない場合でも、事業主は取得して提出するよということができる、それに努めなさいというふうに今お聞きをしたのですが、もうまるきり本人の人権無視ですね、そう思います。

それから、その配達をするんですが、市から。それはその配達、きちんと事業主に一つ一つ手渡されるのでしょうか。そのままポストインなどをして、誤配達や盗難のリスク以外にも、マイナンバーの管理者ではない職員が知らずに開封し他人のマイナンバーを知ってしまう、などのことも懸念がされます。

市としても、それ一つ一つきちんと事業主に確認をとって届けるということは、すごく費用もかかる、そういうことだと思っております。私は絶対それは取り扱いたくなくて、預かってない事業所に対しても送る。それから、事業所で取り扱ってても本人が、従業員が教えたくない、それを教えなさいということ。その両方ともすごく人権を無視したやり方だと思っております。それでも市がそれに記載をして送るということは、同じように市民を無視したような思いを抱かざるを得ないんですが。誤配達、それから違う人があけること、そういうことのリスク回避の方法と、それからやっぱり人権に関してのことについて、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 税務課長。

○税務課長（山田恭輔君） 先ほどの御質問に対しての答弁をさせていただきます。

先ほど申しました、個人番号を事業者に提出していない方が、これから給与支払い報告書が来年1月から市のほうに集まってまいりますけれども、その旨記載をされていないという給与支払い報告書が必ず出てまいります。その給与支払い報告書に記載を、本来はしていた

だくべきものでございますけれども、その記載がないといったことで、その給与支払い報告書が無効になるということではございません。市のほうに、マイナンバーが載っていないという理由を書いて教えていただいて、その旨と一緒に提出をしていただくということになっておりますので、事業所のほうが絶対取得をして、提出をしなければならないということまでにはなっておりません。

ただ、先ほど答弁させていただいたように、事業者の皆さんは引き続き従業員の皆様には提出をするようお願いをして、記載をして提出を市のほうにさせていただくというような流れになっております。

それと、配達のことです。市のほうから特別徴収義務の通知書を、税額決定通知書を送ることになっておりますけれども、このことにつきましては、議員さんのおっしゃられるとおり、普通郵便などで送りますと、そういった配達の危険性がございます。税務課といたしましては、まだ、今予算要求の段階でございますけれども、そういったことを含めた予算要求を今現在やっているという状況でございますので、そういったこともまた検討もして、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明7日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時29分 延会